

第 1 2 1 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

令 和 5 年 11 月 30 日 開 会

令 和 5 年 12 月 5 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 1 2 1 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (11月30日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○散会の宣告	1 0

第 2 号 (12月 1 日)

○議事日程	1 3
○本日の会議に付した事件	1 3
○出席議員	1 3
○欠席議員	1 4
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4
○職務のため出席した者の職氏名	1 4
○開議の宣告	1 5
○一般質問	1 5
夏 堀 剛 充 君	1 5

工 藤 愛 君	2 0
松 本 啓 吾 君	3 1
沼 畑 俊 吉 君	3 7
馬 場 又 彦 君	4 2
○散会の宣告	4 5

第 3 号 (12月 5 日)

○議事日程	4 7
○本日の会議に付した事件	4 8
○出席議員	4 8
○欠席議員	4 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 8
○職務のため出席した者の職氏名	4 8
○開議の宣告	4 9
○報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第87号から議案89第までの上程、説明、質疑、討論、採決	5 1
○議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 3
○議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 8
○議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 1
○議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 3
○議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 4
○議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6

○常任委員会報告	7 7
○委員会の閉会中の継続調査の件	7 7
○閉会の宣告	7 8
○署名議員	8 3

令和 5 年11月30日（木曜日）

第 1 2 1 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第121回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年11月30日（木）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 議案第 95号 財産の取得について（町長車）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	沼 畑 俊 吉 君	2 番	夏 堀 剛 充 君
3 番	小 橋 昭 裕 君	4 番	工 藤 愛 君
5 番	松 本 啓 吾 君	7 番	坂 本 典 男 君
8 番	滝 田 勉 君	9 番	西 野 耕太郎 君
10番	山 田 賢 司 君	11番	八木田 憲 司 君
12番	中 舘 文 雄 君	13番	工 藤 正 孝 君
14番	根 市 勲 君	15番	馬 場 又 彦 君
16番	川守田 稔 君		

欠席議員（1名）

6 番 久 保 利 樹 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工 藤 祐 直 君 副 町 長 佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長 西 舘 昌 男 君 企画財政課参事 金 野 貢 君

交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 長	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	石 橋 一 史 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 参 事	松 橋 悟 君
会 計 管 理 者	藤 嶋 健 悦 君	医療センター参事	岩 間 雅 之 君
市 場 参 事	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課長	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	総 括 主 査	坂 本 裕 昭
主 事	小 泉 清 夏		

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第121回南部町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

○議長（工藤正孝君） ここで、議会運営委員長から本定例会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、八木田憲司君。

（議会運営委員会委員長 八木田憲司君 登壇）

○議会運営委員会委員長（八木田憲司君） おはようございます。

去る、11月20日、議会運営委員会を開催し、第121回定例会の運営について協議しましたので決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が報告1件、条例など9件のほか、令和5年度各会計補正予算8件の18件であります。

一般質問は5名から通告があり、「一般質問通告一覧表」のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、11月30日から12月5日までの6日間としました。

なお、会期中、12月2日、3日は休日のため、4日は議案熟考のため休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤正孝君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤正孝君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番小橋昭裕君、4番工藤愛君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（工藤正孝君） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり、本日、11月30日から12月5日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から12月5日までの6日間に決定しました。

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

ただいま決定されました6日間の会期中、12月2日、3日は休日のため、12月4日は議案熟考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

ただいまの3日間は休会とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（工藤正孝君） 日程第3「諸般の報告」をします。

諸般の報告につきましては、配布のとおりですので、朗読は省略します。

本定例会の上程は、町長提出の案件が、報告1件、議案17件、ほかに常任委員会報告などがあります。

日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（工藤正孝君） 日程第4「町長提出議案提案理由の説明」を求めます。

町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由の概要についてご説明を申し上げます。

本日招集の第121回南部町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

まずは、10月の臨時会において補正予算のご議決をいただきました物価高騰対策及び子育て世帯の支援に係る事業であります。65歳以上の町民一人につき5,000円分の商品券を交付する「高齢者商品券交付事業」につきましては、今月9日から商品券の発送を開始したところであります。

また、ゼロ歳から18歳までの児童一人につき3万円を給付する「青森県子ども・子育て世帯応援金給付事業」につきましては、当町における児童手当受給世帯に対し、12月8日に振込による給付を行う予定であります。

そのほか、県内の市町村から児童手当を受給していない世帯などにつきましては、青森県子育て世帯応援金給付事務センターにおいて、今週27日から郵送またはインターネットによる申請の受付を行っているところであります。

先日、18日と19日に「南部町農産物フェア」を、19日には「あおり鍋自慢」を開催したところであります。平成28年度から開催し、今回で7回目を迎えた「あおり鍋自慢」は、同時開催の「南部町農産物フェア」とともに、県内外に多くのファンを有する南部町の一大イベントとして定着しており、会場周辺の混雑を緩和し、より多くの方にご来場いただけるよう、シャトルバスを運行して対応しているところであります。

当日は強風のため、急遽「あおり鍋自慢」の会場を、ふるさと運動公園駐車場から役場町民広場に変更しましたが、新鮮な野菜や果物のほか、県内及び岩手県北の市町村から自慢の鍋料理と特産品が持ち寄られ、両会場ともに多くの来場者で賑わいました。

引き続き、豊富な農産物と鍋条例の町・南部町を広くPRしてまいりたいと考えております。

そして、12月3日には「なんぶりんご市」が開催されます。こちらも多くの方が見込まれますので、「果樹の町」南部町を町内外に発信してまいりたいと考えております。

今年の秋の叙勲では、川守田道治氏が行政相談功労で瑞宝双光章の、また、坂上二三男氏が消防功労で瑞宝単光章の受章の栄に浴されました。

また、秋の褒章では、田中裕氏が、林業の業務に精励した事績が認められ、黄綬褒章の受章の栄に浴されました。

さらには、新井山美智子氏が、民生委員・児童委員としての功績により、本年度の青森県褒賞を受賞されました。

それぞれの分野における長年にわたるご尽力の賜であり、心からお祝いを申し上げるものでございます。

さて、11月15日に発表された2023年の「住み続けたい街」自治体ランキングにおいて、当町は昨年に続き、2年連続の県内第3位に選ばれました。

ゼロ歳から2歳児までの子育て用品の助成、小中学校給食費及び高校生までの医療費の無料化、高校生及び大学生がいる世帯への支援金、奨学金返済免除制度などの各種子育て支援のほか、農業者を含む全業種の事業者の方々への支援なども行い、今年度の子育て支援と物価高騰支援の総額は、本定例会でご報告いたします専決補正予算を含めまして、約九億五千万円となりました。

そのほか、なんぶちえりバスなどの生活環境の整備、達者村事業による農業観光やグリーンツーリズムの推進、チェリータウン桜場の分譲や起業支援、新規就農支援をはじめとする移住・定住促進に向けた取組など、これまで進めてきたまちづくりの成果の表れの一つであると感じているところであります。

ランキングの指標となる内訳では、「町に誇りがある」の部門では第2位、「町に愛着がある」

の部門で第3位の高い評価をいただいております、引き続き、恵まれた自然環境や歴史・伝統・文化を大切にしながら、子育てにやさしい町、安心して住み続けられる町「南部町」のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民各位のさらなるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります、報告1件、条例の制定等についての議案が8件、財産の取得についての議案が1件、令和5年度一般会計及び各特別会計の補正予算案が8件の、合わせて18件でございます。

順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず初めに、報告第15号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号））」であります、特別プレミアム商品券3万セットが11月11日と12日の2日間で完売したことから、スピード感を持って対応するため、5,000セットの追加販売に要する経費1,250万円を追加することについて、11月13日に専決処分したものを、地方自治法の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第87号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第88号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります、町議会の議員並びに本職、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、青森県の改正に準じて改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第89号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第90号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります、家畜伝染病の防疫作業のうち、心身に著しい負担を与えると認められるものに従事した場合に支給する感染症等防疫作業手当の支給限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第91号「南部町監査委員条例及び南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります、地方自治法の一部改正に伴い、関係する2つの条例において、引用している条項を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第92号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります、地方税法等の一部改正により、令和5年11月以降に出産する予定、または、出産した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険税を減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第93号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」であります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を規定している内閣府令の改正に伴い、本条例において引用している条項を改めるなどの必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第94号「南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」であります。現在、特別会計として運用している公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計について、令和6年度から地方公営企業法の規定に基づく財務規定を適用する必要があるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第95号「財産の取得について（町長車）」であります。町長車の購入契約について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第96号「令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）」であります。低所得世帯の生活支援のため、6月に実施した住民税非課税世帯に対する1世帯当たり3万円の給付に続きまして、1世帯当たり7万円を追加で給付する「住民税非課税世帯追加給付金事業」に要する経費として、1億7,371万9,000円。「新型コロナウイルスワクチン接種事業」に係る経費として、1,709万5,000円。昨年度、一昨年度に引き続き、物価や原油価格の高騰による影響を緩和し、学生生活を応援するため、「受験生世帯の灯油購入支援給付金」の給付に要する経費として765万円。同じく、「大学生等を持つ親等への支援金」の給付及び「ふるさとからの贈り物」事業に要する経費として2,495万円。今年9月の大雨により被災した町道小向・新郷線の災害復旧事業に要する経費として1,100万円。そのほか、青森県人事委員会勧告に伴い職員の人件費を増額するなど、歳入歳出予算の総額に2億6,175万1,000円を追加し、予算の総額を119億4,653万9,000円とするものであります。

次に、議案第97号「令和5年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）」であります。債務負担行為に令和6年度の南部町包括業務を追加するものであります。

次に、議案第98号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。青森県国民健康保険給付費等特別交付金の確定に伴い返還金を増額するほか、人事異動、青森県人事委員会勧告に伴い職員の人件費を増額するため、歳入歳出予算の総額に81万8,000円を追加し、予算の総額を21億6,974万2,000円とするものであります。

次に、議案第99号「令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。人事異動及び青森県人事委員会勧告に伴い職員の人件費を増額するため、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に30万2,000円を追加し、予算の総額を29億1,480万7,000円とするものであります。

次に、議案第100号「令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。人事異動及び青森県人事委員会勧告に伴い職員の人件費を増額するため、歳入歳出予算の総額に8万6,000円を追加し、予算の総額を2億7,093万4,000円とするものであります。

次に、議案第101号「令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。人事異動及び青森県人事委員会勧告に伴い職員の人件費を増額するため、歳入歳出予算の総額に20万4,000円を追加し、予算の総額を5億4,488万4,000円とするものであります。

次に、議案第102号「令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」であります。国道104号の高橋工区線形改良事業において支障となるマンホールポンプ制御盤等に移設するための工事請負費を計上するほか、人事異動及び青森県人事委員会勧告に伴い職員の人件費を減額するなど、歳入歳出予算の総額に1,936万9,000円を追加し、予算の総額を2億8,288万9,000円とするものであります。

次に、議案第103号「令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」であります。低温売場建設事業に係る工事請負費を計上し、財政調整基金積立金を減額するほか、人事異動及び青森県人事委員会勧告に伴い職員の人件費を減額するため、歳入歳出予算の総額に1,167万8,000円を追加し、予算の総額を30億4,798万5,000円とするものであります。

以上、本定例会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議の上、何卒、原案のとおりご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第5、議案第95号「財産の取得について（町長車）」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（西館昌男君） おはようございます。

それでは、議案説明資料の12ページをお開き願います。

議案第95号「財産の取得について（町長車）」ご説明いたします。

取得する財産は、町長車1台。契約の相手方は、青森市合浦二丁目19番地23、青森トヨタ自動車株式会社、代表取締役社長、小野大介。売買代金は868万5,859円。

地方自治法施行令の規定により随意契約で取得するもので、車種はレクサス LS500HV エグゼクティブ、初年度登録は平成30年1月で、走行距離は1万9,916キロメートル、納入期限は令和5年12月20日であります。

以上で、議案第95号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

12月1日、午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前10時25分）

令和 5 年12月 1 日（金曜日）

第 1 2 1 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第121回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年12月1日（金）午前10時開議

第 1 一般質問

2番 夏 堀 剛 充

1. 第2次南部町総合振興計画について

4番 工 藤 愛

1. 低投票率の分析と今後の対応について

2. 町営住宅の保証人規定と単身高齢者の支援について

5番 松 本 啓 吾

1. 道路沿いの樹木に関して

1番 沼 畑 俊 吉

1. 町内の小中学校の不登校児童、生徒の状況と町の対応について

15番 馬 場 又 彦

1. 町営市場について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	西 舘 昌 男 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 長	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	石 橋 一 史 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 参 事	松 橋 悟 君
会 計 管 理 者	藤 嶋 健 悦 君	医療センター参事	岩 間 雅 之 君
市 場 参 事	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課長	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君	選挙管理委員会委員長	佐々木 登志雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	総 括 主 査	坂 本 裕 昭
主 事	小 泉 清 夏		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第121回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤正孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁、反問を合わせて60分以内とします。なお、反問の回数に制限はありません。制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。反問の際は、質問の内容を確認するものとし、質問者への考えを問うもの、及び反論は行わないようお願いいたします。また、通告外の質問は行わないようお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

2番、夏堀剛充君の質問を許します。夏堀剛充君。

（2番 夏堀剛充君 登壇）

○2番（夏堀剛充君） おはようございます。

このようにたくさんの方々に傍聴していただき、また、皆さんの前で一般質問という機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。安心して暮らせる南部町を目指して頑張りますので、よろしくお願いいたします。

また、このたび、町の商工業、地域経済の発展のために販売したプレミアム商品券は、好評につき、先月11日、12日の2日間で完売したと聞いております。商工会の理事の立場としても、大変感謝申し上げます。

また、11月15日に発表された青森県版住み続けたい街ランキングで、南部町が3位となり、居

住者の評価では、自然豊かで静かな住宅団地、静かな環境だが、公共交通機関が充実している。果物が豊富、子供の医療費無料、給食費無料、遠征費補助ありなどと評価が高く、大変うれしく、誇り高く思っております。

さて、質問の前に、南部町合併、平成18年1月1日から17年の月日が経過し、当初、人口も、2万2,365人からスタートしましたが、令和5年11月1日現在では1万6,604人の状態になっており、当初より5,761人減の急激な人口減少と長寿化が課題となっております。

人口減少や少子化は、担い手不足や地域経済規模の縮小、高齢化は、社会保障費の増大を招くことが予測され、人口問題は町民の生活に大きな影響を及ぼすことから、そのことを踏まえ、第2次南部町総合振興計画を知り、新たな10年先のまちづくりの将来像、戦略や方向性をお聞きしたく質問に入ります。

1、第2次南部町総合振興計画についてであります。平成30年3月に策定した第2次南部町総合振興計画は、既に5年が経過し、現在は、後期基本計画の計画期間となっており、様々な分野において施策を推進中であると思います。

この中で基本計画に掲げている幾つかの項目について、これまでの実績を踏まえ、今後、目標を達成するために実施する施策の内容をお聞きいたします。

分野別施策の（1）産業振興で活力と交流に満ちたまち、これは、農業担い手の確保、観光PR、移住体制がどのような状況かをお聞きしたく。

①認定農業者数、新規就農者数。

②りんご海外輸出額。

③農業体験受入数。

④外国人の年間民泊者数。

⑤空き家バンク登録者数。

（2）保健・医療・福祉が充実して安全・安心・快適に暮らせるまち。これは、町民一人一人が健やかに健康で暮らせる状況と、あと町民の防災・減災意識がどのような状況かをお聞きしたく。

①若年生活習慣病予防健診異常率。

②自殺死亡率。

③介護予防教室を実施している町内会数。

④65歳以上人口に占める要介護認定率。

⑤防災訓練参加者数。

⑥自主防災組織の設置数。

(3) 明日を担う人を育て一人ひとりの個性を活かすまち。これは、地産地消の推進、食育と地域住民のスポーツの活動のための教育施設の活用状況をお聞きしたく。

①地場産品を活用した食育事業実施小学校・中学校数。

②学校施設開放校数。

以上、通告に従い質問いたします。町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀剛充議員にお答えを申し上げます。

その前に、平成18年1月1日合併してから17年、この間、人口のほうもかなり減少しております。そういうことを克服するために、様々な事業、振興計画を立てて実施してきているわけですが、現実には、それだけではまだ及ばないというのも事実であります。

ただ1点だけは、旧剣吉中学校の跡地分譲地、このときに対しては久々に転出より転入が多かったということで、事業によっては実績も出ている事業もありますので、その分もしっかり今後考えながら取り組んでまいりたいと思います。

それでは、1つ目の基本目標である産業振興で活力と交流に満ちたまちのベンチマーク、認定農業者数につきましては、令和4年度の実績が170人、令和9年度の目標を180人としております。この実現へ向け、認定農業者になるメリットをPRするとともに、経営改善計画の認定を受けた農業者に対し、農業機械や設備導入への支援を継続していくほか、認定農業者同士の情報交換等を目的に設置された連絡協議会と連携しながら、経営力や生産技術の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、新規就農者数につきましては、令和4年度の累積者数86人、令和9年度の目標を100人としており、国の補助金による支援のほか、町独自の補助制度などにより、新たな農業の担い手を確保してまいります。

次に、りんご海外輸出額につきましては、コロナ前の平成28年度の輸出額630万円から令和元年度には745万円、増加傾向でありました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度が519万円、令和3年度が376万円と減少していましたが、令和4年度は503万円まで盛り返してきております。

このような状況なども勘案し、令和9年度の目標を885万円とし、その実現に向け、南部町りんご輸出組合では、今後も引き続きりんごの生産や出荷作業の共同化などを行いながら、若手組合員の加入促進により、後継者不足問題を解消することで、安定した輸出量を確保していきたいとのことでありますので、これからも組合との情報共有を図り、輸出額の増加を目指してまいります。

次に、農業体験受入数につきましても、令和元年度の実績が1,015人であったものが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度と3年度の2か年はともに実績がなく、令和4年度の実績が405人でありました。令和9年度の目標を900人としており、その実現へ向け、県やNPO法人青森なんぶの達者村などの関係機関と連携し、修学旅行を中心に誘致活動を進めるほか、受入れ農家を確保するため、受入れ環境整備に係る経費の助成を行うなど、受入れ者数の増加を目指してまいります。

次に、外国人の年間民泊者数につきましては、令和元年度に203人の受入れがあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度がゼロ人、令和3年度が2人、令和4年度がゼロ人という状況でありました。

今後は、農業体験受入数と同様の体制で、令和9年度の累計宿泊者数1,360人を目指してまいります。いずれにしても、コロナウイルスの影響が非常に大きく関係した数値となっております。

次に、空き家バンク登録件数につきましては、令和4年度の実績が97件、令和9年度の目標を138件としており、固定資産税納付書の発送の際に、空き家・空き地バンクのチラシを同封し、制度の周知に努めるほか、町のホームページへ登録物件を掲載するなどし、物件の登録及び活用の促進を図ってまいります。

次に、保健・医療・福祉が充実して安全・安心・快適に暮らせるまちの若年生活習慣病予防健診異常率につきましては、令和4年度の実績が72.3%、令和9年度の目標を64.1%としております。この実現へ向け、生徒が自分自身の健康状態を知り、日常の生活習慣や食生活を改善する契機とすることを目的に、町医療センター及び青森県立保健大学の協力の下、町内中学校1・2年生を対象に、若年生活習慣病予防健診を実施しており、健診実施後は、町保健師と栄養士による健康教室や個別の親子健康面談を実施するなど、異常率の低下に努めてまいります。

次に、自殺死亡率につきましては、これは人口10万人当たりの自殺者数のことでありますが、令和元年度が23.7であったものが、令和2年度が41.7、令和3年度が46.1、令和4年度が47.0と増加傾向にあります。自殺者数につきましては、経済に関連する遅行指数といわれており、現在の経済状況などから、今後の状況を注視していく必要はありますが、令和9年度の目標を26.7と

しております。この実現に向けて、引き続き心の健康づくりに関する正しい知識の普及、相談窓口の整備、心の健康診断の実施、診断後の保健師による相談の実施、ゲートキーパー養成研修会などにより、身近な人の不調に早期に気づき、適切に対応できる人材の育成に努めてまいります。

ただいま数値を申し上げました。目標値が26.7、コロナ前が23.7でありまして、目標値に近づいていたわけですが、令和2年、3年、4年、これはまさにコロナの3年間でありました。そのことから、やはりコロナの影響というものが、その要因の一つとして大きく関係あるのかなと考えております。

次に、介護予防教室を実施している町内会数につきましては、介護予防教室事業の廃止に伴い、後期基本計画から、南部町いきいきポイント参加者数を、新たなベンチマークとして設定いたしました。令和4年度の参加者数は112人、令和9年度の目標を120人としており、通いの場など高齢者の集まる機会を捉え、事業内容を広く周知し、ポイント事業への参加の増加を図り、ひいては、次の目標である要介護認定率の抑制につなげてまいります。

次に、65歳以上人口に占める要介護認定率につきましては、令和4年度の実績が17.3%、令和9年度の目標を17.0%とし、健康相談や健診など、介護予防や健康づくりに関する各種事業の推進により、介護を必要としない元気な高齢者の増加に取り組んでまいります。

次に、防災訓練参加者数につきましては、総合防災訓練の想定や内容に毎年変化を加えており、その内容により、想定される参加人数が変動するため、後期基本計画ではベンチマークから除外しておりますが、今年度は南部町防災フェスティバル2023を開催し、総合防災訓練になかなか参加できない児童生徒や子育て世代の皆さんに参加していただいております、広く町民の皆さんに防災意識を持ってもらうため、来年度以降も開催してまいります。

次に、自主防災組織の設置数につきましては、後期基本計画から世帯カバー率にベンチマークを変更しており、令和4年度は84.16%、令和9年度の目標を89.46%としております。

世帯カバー率向上に向け、行政員会議での説明や、未組織の地区へ出向き、自主防災組織設置の働きかけを行うほか、設置された組織に対しましては、必要な備品の整備や防災活動に要する経費の助成などを行ってまいります。

次に、明日を担う人を育て一人ひとりの個性を活かすまちの地場産品を活用した食育事業につきましては、施策との相関性の観点により、後期基本計画のベンチマークから除外しておりますが、学校給食での地場産品の活用を図るため、米は100%南部町産を使用しているほか、6月と11月を食育月間と定め、ふるさと産品給食の日を設けた上で、ジュノハートやゼネラル・レクラークなど、地元特産の食材を取り入れた給食を提供しております。

また、家庭科や総合的な学習の時間を活用し、給食センターの栄養教諭による食に関する出前授業を実施するなど、地場製品の消費や食育に関する普及に努めております。

次に、学校施設開放校数につきましても、施策との相関性の観点により、後期基本計画のベンチマークから除外しておりますが、学校運営に支障がない範囲で、全ての学校で施設の開放を行っているほか、廃校になった学校につきましても、同様に地域での活動に施設を開放しております。

つい先週、旧福地小学校の前を夜通ったときでありましたけれども、体育館のほうに電気がついておりまして、スポーツ関係の団体だと思えますけれども、活用していたことを確認しております。

第2次南部町総合振興計画につきましては、「みんながつながり達者に暮らす 笑顔あふれるまち 南部町」の実現に向けて、6つの基本目標、16の政策、40の施策を体系的に示しており、これらに基づき各種事業を展開していくとともに、急激な社会情勢の変化にも素早くかつ柔軟に対応しながら、引き続き町民の負託に応えてまいりたいと考えております。

人口減少、これは当町に限らないわけですが、少しでも減少率をできるだけ緩やかにする。できれば増加の傾向が一番いいわけですが、現実的に考えたときに、増加していくというのは非常に難しい部分もありますけれども、様々なただいまの南部町総合振興計画、しっかり進捗状況を確認しながら進めたいと思っておりますし、この前期5年間、コロナウイルス感染症に極端に関係ない項目については、大体9年度の目標に近づいております。

ただ、先ほど何点か申し上げました2年、3年、4年のコロナ、この3年間に直に関係するいわゆるグリーンツーリズム、外国人誘致、こういう部分については、数字がかなり下がっていると。これを何とか元に戻していかなければならないと思っておりますので、今後とも議員の皆様方からご指導、ご協力、ご意見等を賜りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） これで夏堀剛充君の質問を終わります。

4番、工藤愛君の質問を許します。工藤愛君。

（4番 工藤愛君 登壇）

○4番（工藤愛君） おはようございます。

本日は、南部町商工会女性部様、南部ロータリークラブの皆様をはじめ、多くの方に議会をご

傍聴いただき、誠にありがとうございます。私にとって新たな任期での初めての一般質問でございますので、質問の前に現在の決意を述べたいと思います。

9月に行われました南部町議会議員一般選挙により、再びこの場所に立つことができました。応援してくださった全ての方に深い感謝を申し上げます。

昨日、町長から、住み心地ランキング上位の報告がございました。私はアンケートに答えた方々と同じように、南部町が住みやすい、南部町に住み続けたいという気持ちであります。

今後も進化する南部町のお力になれるように、私なりの努力を続けることをここにお誓いし、通告した2つの質問に入らせていただきます。

1つ目の質問です。

低投票率の分析と今後の対応についてお伺いします。

投票率の向上策については、当町議会においても何度か議論が交わされてきました。近年では、第101回定例会で、中館議員から、投票所が減ったことなどに対する投票率向上策について質問がありました。

現在では、期日前投票が町内3か所、どの場所でもできるようになるなど、町民の利便性は格段に向上しています。実際9月の選挙でも、期日前投票率は町議選として過去最多であったと認識しています。しかしながら、全体の投票率が前回選挙より大きく減少するという残念な結果となりました。

私は、全ての世代が前向きに政治に関わっていくことが、この地域の未来を明るくすると考え、次の質問をいたします。

令和5年9月24日に行われた南部町議会議員一般選挙は、投票率が54.82%でありました。これは、平成27年の70.58%から15.76ポイントの大幅ダウンであり、町、議会ともに改革が必要と感じています。

例えば、町民からは、「投票したくても投票所に行くまでの手段がなく行けなかった」「候補者の政策を知る手がかりが少ない」などの意見が聞かれました。今回の投票率について、町としての分析と対応を伺います。

1点目、年代別の投票率をお知らせください。

2点目、投票率が低い年代について、要因をどのように分析していますでしょうか。また、その解消に向けて、考え得る取組とはどのようなものでしょうか。

3点目、選挙公報発行の考えについて町の見解を伺います。

続いて、2つ目の質問です。

町営住宅の保証人規定と単身高齢者の支援について伺います。

現代は、世帯の小規模化が進展しています。これは、支援が必要な人に対し、家族や親族が世話をすることが困難な世の中であることを示しています。当町の現状については、6月の定例会で、松本議員より、単身高齢者数の質問がありました。令和5年5月時点での65歳以上の単身高齢者は1,763人、つまり全町民の10人に1人は単身の高齢者であることが認識されたところであります。

今回ご質問する保証人規定については、多くの当事者が困る事例として全国的に問題となっています。国による対策では、国土交通省が、平成30年から2度にわたって通知を出し、保証人規定を緩和するように求めています。

しかし、運営自治体としては、家賃の滞納問題、また入院やご逝去等により、ご本人と連絡が取れない場合に備える必要があることも十分理解できます。実際、令和5年4月の全国調査では、公営住宅を有する自治体のうち、保証人規定を廃止しているのは25%という結果でした。

南部町においては、条例改正によって新規入居者に関しては保証人を1人としています。あと一步、今後も住み続けたいとする町民に寄り添って、令和2年3月以前に入居した方についても、保証人規定を緩和する必要があるのではないかと考えます。

また、単身高齢者増加に伴う行政事務軽減のため、本人の希望に合わせて、元気なうちから適切な支援策を講じる時期ではないかと考え、次の質問をいたします。

町では、令和2年4月1日の民法改正に合わせ、町営住宅の連帯保証人について人数見直しを行いました。しかし、条例改正前に入居した方については、依然として原則2人の連帯保証人を求めています。

今後、懸念される単身高齢者の増加等を踏まえ、入居要件を緩和するとした条例改正の趣旨を踏まえると、入居時期にかかわらず、原則1人とするのが望ましいと考えます。

また、保証人の問題や、増加する単身高齢者について、町の対応を伺います。

1点目、入居時期にかかわらず、保証人を原則1人とする考えについて、また国の通知に従い保証人規定を廃止することについて、町の対応を伺います。

2点目、町民のうち、身寄りのない単身世帯者の死後事務はどのように対応しているのでしょうか。

3点目、今後も、身寄りのない方や親族がいても頼れない方は増えていくものと推定されます。終活支援や、町としてのガイドライン策定などが必要と考えますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

以上の質問について、町長並びに関係各位の答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、投票率の低下につきましては、この後、選挙管理委員会のほうから答弁をいたします。

私からは、町営住宅等に関する部分について、お答えを申し上げたいと思います。

まず、入居時期にかかわらず、連帯保証人を原則１人とする考えについてであります。議員ご案内のとおり、令和２年４月１日の民法改正に合わせ、町営住宅入居の際の連帯保証人につきまして、高齢者等の住宅確保に関し、配慮が必要な方が安心して暮らせる環境の整備を図る観点から、当町におきましても、連帯保証人制度などを見直し、令和２年４月以降の入居希望者は、連帯保証人が１人でも入居できるよう条例を改正いたしました。

しかしながら、令和２年３月以前から入居されている方の連帯保証人につきましては、従前のとおり２人を必要としており、その連帯保証人がお亡くなりになるなどした場合に、新たに探すことができず、２人が確保できない状態が続いている入居者が見受けられるようになってきております。

今後も、このような事例が増えていくことが予想されますので、令和２年３月以前の入居者につきましても、令和６年度から連帯保証人を１人とするよう進めてまいります。

次に、国の通知に従い、連帯保証人規定を廃止することについて、町の考えでございますが、国土交通省は、平成30年に、身寄りのない高齢者が増加していることを踏まえ、町営住宅の入居に際し、保証人を求めない方針を打ち出し、令和２年２月に、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないよう、保証人の取扱いにつきまして検討するよう、各事業主体に通知したところであります。

当町といたしましては、住宅に困窮する所得の低い方に、低廉な家賃で住宅を提供する責務を果たし続けるためにも、町営住宅の維持管理に必要な財源として、安定した住宅使用料収入を確保しなければならないと考えており、併せて入居者に対する納付指導や使用料滞納の抑止対策として必要であることや、他の入居者とのトラブル防止の観点からも、連帯保証人は必要不可欠であることから、廃止することについては、現時点においては考えていないところであります。

次に、身寄りのない単身世帯の死後事務はどのように対応しているかについてであります。

遺体の引取り手がない場合は、墓地埋葬等に関する法律により、死亡地の市町村で遺体の火葬または埋葬を行うことになっております。

単身高齢者の方が自宅で孤独死した場合や、病院で療養中に亡くなった場合など、遺体の引取り手がないときは、遺体の引渡しにつきまして、警察署または病院から町へ連絡がありますので、速やかに死亡の手続きを取り、火葬を行っております。

また、遺骨につきましては、相続人を調査し、遺骨の引取りを依頼いたしますが、引取り拒否、または連絡がない場合は、町営霊園の無縁塔に埋葬しております。

次に、終活に関する町の対応についてであります。現在、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、高齢者の生活上の様々な対応に応じているところであります。

また、身寄りのない方や頼れる親族のいない方につきましては、万一の場合に備え、緊急連絡先の確認、確保に努めているほか、本人の判断能力が低下している場合には、成年後見制度の申立て手続きを進めるなどしております。

終活は人生のより良い最期を迎えるための準備を行う大切な活動であります。議員ご案内のとおり、ひとり暮らし高齢者世帯数は年々増加しており、また地域包括支援センターや在宅介護支援センターには、年に数件ではありますが、ひとり暮らし高齢者からの終活に関する相談が寄せられていることから、終活に関する町のさらなる支援につきまして、その必要性を感じているところであります。

終活支援として、ガイドラインやエンディングノートを作成・配布している自治体の事例を参考にしながら、当町として、今後どのような形での支援が可能であるかを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

私からは以上です。

○議長（工藤正孝君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（佐々木登志雄君） 選挙管理委員会委員長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

工藤愛議員にお答え申し上げます。

低投票率の分析と今後の対応についてであります。議員ご案内のとおり、令和5年9月24日に執行した南部町議会議員一般選挙における投票率は54.82%でありました。

年代別の投票率については、19歳以下が28.37%、20歳代が31.26%、30歳代が44.52%、40歳代

が49.18%、50歳代が56.55%、60歳代が67.93%、70歳代が68.60%、80歳代が52.15%、90歳以上が21.20%でありました。

次に、投票率が低い年代について、要因をどのように分析しているか、また、その解消に向けて考え得る取組はどんなものかについてであります。投票率が低い年齢としては、90歳以上、有権者数651人、投票率21.20%、29歳以下、有権者数1,245人、投票率30.76%であり、この2つの年代が全体の投票率を大きく下回っている状況であります。

この年代の投票率が低い要因を分析した場合、90歳以上の方につきましては、高齢による身体機能等の低下、29歳以下の方につきましては、政治や行政に対する関心が低く、プライベートの時間を優先することから、投票に足を運ぶ方が少ないことが要因の一つとして考えられます。

しかしながら、選挙は民主主義の根幹でありますので、一人でも多くの有権者が投票を通じ、町の政治、行政に参画することは、選挙管理委員会といたしましても非常に重要なことだと考えております。

令和3年6月の第101回定例会において、中舘文雄議員のご質問に、若い有権者のみならず、多くの皆様に選挙制度を認知いただく取組を通じ投票率向上に努めることを、また令和5年3月の第114回定例会においては、西野耕太郎議員のご質問に、投票率の向上には若い世代にいかに関与を行ってもらうかが重要であるとお答えを申し上げたところであります。

以上のことを踏まえ、選挙管理委員会では、今年度執行されました選挙における新しい取組として、町内在住の大学生を投票立会人として選任する学生立会人制度や、子供のときから選挙を身近に感じていただき、将来の投票行動に結びつけていくため、また、子育て世代の有権者への啓発による投票率の向上を図るため、保護者等と一緒に期日前投票所を訪れた子供に対し、筆記用具やお菓子をプレゼントする「子どもと一緒に選挙へGO」を実施したほか、マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、遠隔地にいながらオンラインで不在者投票の請求ができる国の制度、マイナポータル（ぴったりサービス）を活用するなど、若い世代に関与してもらうための取組を実施してまいりました。

しかしながら、若い世代のみならず、全ての年代において投票率の低迷が見られたことから、大切な1票を無駄にすることなく、投票を通じて町の政治、行政に参画していただくためには、さらに思い切った選挙啓発の取組が必要であると、強い危機感を持っております。

このため、明るい選挙推進協議会の方々とともに、投票率向上に向けた全国の事例を研究しながら、公職選挙法が認める範囲内において、でき得る限りあらゆる施策を排除することなく、多くの有権者の皆様から投票所に足を運んでいただくための活動に取り組んでまいりたいと考え

ております。

次に、選挙公報発行の考え方についてであります。公職選挙法では、市町村の議会議員及び長の選挙における選挙公報は、条例で定めるところにより発行できると、任意であることが規定されており、現在、当町では、町議会議員及び町長の選挙において選挙公報を発行しておりません。

しかしながら、全候補者の情報を掲載し、全世帯に配布する選挙公報の発行は、有権者が投票先を選ぶための判断材料になる有効な手段の一つであり、ひいては投票率の向上にもつながるものであると思われますので、令和8年の町長選挙からの発行を目指し、関係条例の整備などの準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） 町長並びに佐々木選挙管理委員会委員長様、ご答弁ありがとうございます。

また、ご答弁の内容といたしましても、例えば保証人規定を緩和していくということであったり、選挙公報に関しても、発行の準備を進めていくという非常に前向きな答弁をいただきまして、本当にうれしく思います。ありがとうございます。

では、少し細かいことになるかもしれませんが、再質問のほうをさせていただきたいと思えます。

まず、投票率の向上についてお伺いします。

町でも、選挙前から様々知恵を絞っていらっしゃるの、本当に頭が下がる思いで聞いております。それで、私もとてもいいなと思った活動の中に、先ほど選挙管理委員長からのご案内があったとおり、子連れの投票ということで、やはり親は子供の前では、しっかりしなければいけないという意識は芽生えるものでして、子供とすれば、何かもらえるよと言うと「連れてって」ということになるわけなんですよ。

それで、非常にいい取組だなというふう思ったんですが、こちらについて、実際にどのくらいの方が、子供の数というのは大体把握できていると思いますので、世帯数というか、どのくらいの方が、この期日前投票に子供を連れていらっしゃるのかというのをお知らせください。

また、投票に行きにくい方についての支援ということで、期日前投票があるわけなんですけれ

ども、こちら南部町ですごくいいなと思うところは、住民票があれば、住民登録していれば、投票券がたとえなくても投票ができるという、その場で確認できるシステムを導入しているというふうにお伺いしています。

ただ、この件はあまり周知というか、券があったほうがスムーズなんですけれども、実際には券を「今日、持ってきていないから行けないよね」と思うような方も、中にはいらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、そのような投票券を持たずに投票来られた人というのが、期日前で、もし、どのぐらいいらっしゃったのか把握していましたら教えてください。

あともう一点、ご答弁の中にありました遠隔地にいらっしゃる方の投票として、マイナンバーカードを活用した方法があるということなんですけれども、こちらにも実際に利用される方がいたのかどうかということをお知らせください。

続いて、町営住宅の規定に関してです。

まず、保証人に関して、1人に緩和していくということで聞いたら、とても喜ぶ方が多いと思います。本当にありがとうございます。それで、お伺いするんですけれども、この保証人に関しては、現在のところ3親等以内の親族ということで限っていると認識しているんですけれども、3親等以内であれば、町外居住者でも認めるということで認識しているんですけれども、この規定に当たる方がいないとか、あとは、様々な理由、先ほどあった保証人が死亡されたとか、そういう規定で、保証人を免除した、2人必要なところを1人に免除したとか、もしくは一人も見つけることができなかったけれども、その方の実情を鑑みて入居を認めたという事例が近年あったのかどうかということに関してお伺いします。

というのは、外国人のことを私はちょっと考えておまして、今、南部町では外国人の定住というのも施策として進めているところだと思っております。この方たちが、非常に住居に関して困っていると。それは、南部町内の現状として、戸建てのアパートとかは結構多いんですけれども、ひとり世帯の家が少なかったりだとか、そういうことも実情としてあるのかなというふうに思っています。

今後、永住を希望する外国人が、町営住宅に入りたいなとなったときに、この保証人が3親等以内であるという規定が恐らく妨げになることも出てくるんじゃないかなと。外国人に限らず、移住者とかもそうかもしれないですけども、そういうふうな懸念をしておりますので、もし保証人を免除した事例があったのかどうかをお知らせください。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課長（西館昌男君） ただいまの工藤愛議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、「子どもと一緒に選挙へGO」のそれぞれの選挙におけるプレゼントの配布実績でございます。青森県知事選挙におきましては、お菓子、蛍光ペン、合わせて297個の配布でございました。それから、町議会議員選挙におきましては285個の配布数でございました。

それから、選挙人名簿に登載されている方で入場券がなくても、入場券を持たないでいらした方は何人いらっしゃったかということでございますが、こちらにつきましては、申し訳ございません。手元に資料がございませんで、後ほどお答えさせていただきます。それにつきましても、入場券がなくても投票はできますよということの周知には努めてまいりたいと考えております。

それから、遠隔地において、マイナカード、マイナポータル（ぴったリサービス）の利用者数でございます。本年4月の県議会議員選挙におきましては1名の方が、6月の知事選におきましては2名の方が、それから9月の町議会議員選挙におきましては2名の方が、こちらのサービスをご利用されております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） では、私のほうから、町営住宅の連帯保証人についてお答え申し上げます。

連帯保証人なしで入居した例は過去にあるかというご質問でございましたけれども、火災により住居を失って、もう明日から住むところがないという方、過去に私の記憶では2人ほどおりまして、入居した例はございます。

そのほか、連帯保証人なしで、まず入居できる条件はあるかということの意味合いだと思いますが、町営住宅の条例の中では、町長が特別に事情があると認める者に対しては、連帯保証人の署名する請書を必要としないとする事ができると規定しております。

では、特別の事情とはどういうことかと申し上げますと、今申し上げたように、火災でもう住むべき場所がない、あるいは全く身寄りのない高齢者や障害のある方、そのほか、親族はいるんですけども、親族の方が犯罪者などであったりして、連帯保証人としての責任を、役割を果たせない場合など、そんな場合を想定して対応しております。

外国人の入居の例なんですが、今までのところ、例はございません。
以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課長（西舘昌男君） 大変申し訳ございません。

先ほど入場券を持たないで期日前投票所にいらした方は何人かということで、後ほどお答え申し上げますと申し上げましたが、こちらの数値につきましては把握してございませんので、大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。工藤愛君。

○4番（工藤愛君） 大変詳細なご答弁、ありがとうございました。

非常に注目したのは、遠隔投票をされた方がゼロ人ではないということで、今後、制度が周知されていけば、どんどん増えていくのではないかなと思います。ぜひ制度の周知にも努めていただきまして、特に人口に対する少なさで29歳以下、特に学生さんとか働きに県外に出られている方もいらっしゃるかと思いますので、その方たちに向けての周知ということで努めていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それと、投票率に関して最後もう一つ伺います。

町民の中には、投票場所として、現在でいえば支所等を活用されていると思うんですけれども、高齢者は「病院には行くんだよね」と。この病院に投票所があれば、わざわざ投票のためにタクシーを呼ぶ、そういう方、ちょっとなかなか少ないんですよね。病院のためにはお金は使えるけれどもと。家族に対してお願いするときも同様ですね。病院に行くには送迎を頼めるけれども、「投票に行くから連れてってけろとは、なかなか言えないんだよ」という方もいらっしゃるんですけれども、これまで投票場所、特に期日前の投票場所として、病院等も検討されたことがあるのかどうか。もし検討されたとして懸念される事項とか難しさに関して、もし何かありましたらお知らせください。

また、2つ目の質問に対しての再質問です。

これまで、単身の世帯者の死後事務が、事例があったというようなご答弁だというふうに認識しておりますけれども、こちらは近年、年間でどのぐらいの方が引取り手がなく、町として死後

事務を請け負った実績があるのかどうかというのをお知らせください。

また、成年後見の話もありましたけれども、こちらも申立てがないと事務として発生しないわけで、親族等がいらっしゃらない場合には、町村長が代わりに申し立てるということも可能な制度になっているというふうに認識しておりますが、その成年後見についても事例があるのかどうか、お知らせください。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 総務課長。

○総務課長（西舘昌男君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まずは、病院に期日前投票所を設置する考え方といいますか、検討したことはあるかということでございますが、これまで病院という部分では検討したことはございません。期日前投票所を設置するとなると、そのスペースの確保でありますとか、あと通信環境、二重投票を防ぐための通信環境の整備とか、そういったものも必要になってきますが、先ほど選挙管理委員長答弁でも申し上げましたとおり、あらゆる施策を排除せず検討は行ってまいりたいということで、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 成年後見人のご質問についてお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、判断能力の低下している高齢者につきましては、本人ですとか配偶者、4親等以内の親族、市町村長などが後見人の申立てをできることとなってございます。

本人の判断能力が低下しまして、なおかつ、配偶者ですとか4親等以内の親族が申立てをしないという場合につきましては、老人福祉法の規定に基づきまして、裁判所のほうへ町長申立てを行っているところでございます。

報酬助成の実績ですけれども、現在令和5年度において、町として報酬の助成を決定している方の数は4名ということになってございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 住民生活課長。

○住民生活課長（夏堀勝徳君） 死後事務の実績ですけれども、令和４年が１件ございました。
令和５年はこれまで実績はございません。
以上です。

○議長（工藤正孝君） これで工藤愛君の質問を終わります。
ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時16分）

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

５番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（５番 松本啓吾君 登壇）

○５番（松本啓吾君） 本日は、南部町商工会女性部の皆様、また南部ロータリークラブの皆様
はじめ多くの方々に傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

また、第121回南部町議会定例会におきまして質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速ではございますが、質問に入らせていただきます。

今回、私は、道路沿いの樹木に関して質問をいたします。

まず初めに、道路沿いの倒木に関して質問いたします。

近年、異常気象により、全国で街路樹が倒れる事故が相次いでいます。今年３月、広島市の中心部で高さおよそ16メートルの街路樹が倒れ、車のフロントガラスが割れたほか、今年８月には、鳥取市で高さおよそ21メートルの街路樹が倒れて、女性がけがをする事故が起きています。今年５月には、青森県十和田市の国道103号線で倒木に車が衝突する事故があり、運転していた男性が

頭を強く打ち、3週間後に死亡する事故が起きています。

近年、全国で街路樹が倒れる事故が相次いでいることを受け、国土交通省が全国の自治体を対象に、街路樹の倒木の実態調査に初めて乗り出しました。国土交通省によりますと、調査の対象となるのは、自治体が管理する高さ3メートル以上の街路樹で、過去5年余りにわたって倒木の数と、倒木を未然に防ぐために伐採した本数を調査するとのことでした。

そこでお聞きしますが、南部町において、過去における街路樹の倒木の数と、倒木を未然に防ぐために伐採した本数はどのくらいありますでしょうか。

次に、支障木、危険木に関して質問いたします。

道路上に、私有地より樹木や草がはみ出していると、歩行者や自動車の通行に支障を来すほか、見通しが悪くなり事故を引き起してしまうおそれがあります。従前の民法では、枝を自ら切除はできず、竹木の所有者にその枝を切除させることができるとされているのみでした。

そこで、2023年4月1日の民法改正によって、越境された土地の所有者は、竹木の所有者に枝を切除させることができるという原則は維持しつつ、新たに2つのルールが追加されました。

1つ目は、共有の枝は1人でも切除可能。隣地から枝が越境した場合、元の竹木が複数人での共有であれば、各共有者は単独で枝を切り取ることができるという決まりが設けられました。

2つ目は、以下の要件をいずれかを満たせば、越境された土地の所有者は、越境した枝を切除することができるようになりました。

1つ、竹木の所有者に枝を切除するよう催促したのに、竹木の所有者が相当の期間内に切除しない。

2、竹木の所有者が分からない。または、その所在が分からない。

3、急迫の事情がある。

初めに話しましたが、境界を越えて人や車の通行を妨げる木は、全て支障木です。法律的には、道路構造令が示す建築限界に抵触する木が支障木となります。建築限界とは、道路において構造物を配置してはならないと定められた一定の高さ、幅の範囲で、木の枝葉が車上の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートルの高さ以内に張り出すと、建築限界を超え、支障木に該当すると考えられます。

また、倒木のリスクが高く、倒木によって家屋や人命、公共設備などにダメージを与えるおそれのある木は危険木です。支障木や危険木は、視界が悪くなり交通事故の原因になるほか、枝を避けようとセンターラインをはみ出して運転せざるを得ない場面もあります。また、電柱や電線に枝葉が絡まったり、台風や大雪での倒木による停電トラブルに発展するおそれもあります。

南部町においては、国道、県道、町道のほか、農道や中山間地域の道路等ありますが、道路に悪影響を及ぼす支障木、倒れるおそれのある危険木の把握、対応はどのようになっていますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員にお答え申し上げます。

まず、道路沿いの樹木に関してであります。道路沿いの倒木に関しては、議員ご案内のとおり、近年の異常気象などにより、全国で街路樹が倒れる事故が相次いでいることを受け、国土交通省による全国の自治体を対象に、街路樹、倒木の実態調査が、本年10月に行われました。

調査対象は、高さ3メートル以上の街路樹で、令和元年4月から令和5年9月までの倒木の数と、倒木を未然に防ぐために伐採した本数を調べるもので、当町においては、街路樹における倒木及び倒木未然防止のための伐採はなく、該当なしと回答したところでございます。

これは、令和元年前になると思いますけれども、南部地区の相内地区また庁舎前、ナナカマド等、当時ありましたけれども、そういう、今回のことも考えてのことだったと思いますけれども、その以前には伐採したことがありましたけれども、元年以降はないということでございます。

ご質問の南部町において、過去における倒木の数と、倒木を未然に防ぐために伐採した本数はどのくらいあったかについてであります。台風などにおける強風や大雨、また大雪などによる道路沿いの倒木処理と、倒木を未然に防ぐための伐採は適宜行っているところではあります。それぞれの本数については記録してございません。

次に、支障木、危険木に関してであります。令和5年4月から施行された改正民法第233条では、原則は従来どおり、その竹木の所有者に切除を求めるべきとしていますが、催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合などには、越境されている側の土地の所有者が、竹木の枝の切除を可能とする内容に変わりました。

この規定は、国や地方公共団体が所有している道路にも適用されるもので、道路に隣接地の竹木が越境している場合は、改正法の規定により、枝を切除できることになったものであります。

ご質問の現在南部町において道路に悪影響を及ぼす支障木や、倒れるおそれのある危険木の把握、対応はどのようになっているかについてであります。建設課における道路パトロールのほか、行政委員、地域住民の方などからの情報提供により把握しており、支障木などの道路敷地内

の場合は、町において早急に伐採や枝の切り落としを行っております。

一方、道路敷地以外の個人所有地にある場合は、まず所有者に対応していただくよう依頼しておりますが、所有者の対応が困難であり、そのままの状態だと通行者の安全が確保できないと判断したときは、所有者の同意を得て、道路に支障のある木の伐採や枝の切り落としを行っております。

私も数人の方々から相談を受けた場所がございました。そういう場所においては、先般、現場のほうの現場を確認して、1か所については所有者の方々、両方の方からの同意が得られましたので、この後、建設課のほうで伐採のほうをしたいなというふうに考えてございます。

今後も、通行者の安全を第一に、倒木などによる支障がない、良好な状態の道路を保つように対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。松本啓吾君。

○5番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございました。

令和4年から令和5年にかけての国の調査において、まず該当なしということは、まず大きな事故も起こらなかったということですし、危険の対応もできているのかと思っていました。まず、今回、国土交通省が調査対象とした行政という部分で、多分町道のところが範囲になるのかなとは思っていました。

南部町においては、やはり国道や県道も通っているということで、その街路樹が倒れたり、倒木のおそれがあった場合は、国・県の担当課と連絡をしながらの対応という形になっているのでしょうか。まず、これが1つ目の質問です。

2つ目の危険木と支障木の件だったんですけれども、まず、町長のほうも早い対応等をしていただいて、本当にありがたいなと思っていました。こちらの民法改正になって、やはり大雪で電線によく枝葉が絡まるというのを毎年見ておりました。東北電力さんのほうでも、地域の人たちに了解を得て、中山間地域においては事前に伐採等を少しずつしているというのも見えておりました。

やはり先ほど町長答弁あったとおり、通行の方に問題がないように維持していくというのが、まず第一にあると思っておりました。令和5年2月の総務企画常任委員会の委員会調査において、空き家・空き地及び危険家屋の状況について調査されました。私も、その委員会だったんで

すけれども、これが、やはり道路に倒壊等のおそれがある危険家屋というのも調査の内容には入ってありました。

空き家実態調査の結果の中で、倒壊の危険性があり、修繕や解体などの緊急度が高いものが15件、また倒壊の危険性があり、解体の緊急性が極めて高いものが22件、合計で37件ありました。

道路沿いの隣地が所在不明の土地であれば、樹木が管理されずに荒れ放題になったり、災害時の救助活動、消防とか救急車両が入っていけないという妨げになったりするなど、問題は年々大きくなる可能性があります。空き家及び危険家屋同様、道路等に影響を及ぼす、または、今後及ぼすおそれのある支障木、危険木で所在不明の土地の把握、対応はどのようになっていますでしょうか、ご答弁のほどよろしくをお願いします。

○議長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の国道、県道の街路樹に対して、倒木とか倒木のおそれがあった場合の国・県の担当課との連絡ということですが、松本議員おっしゃるとおり、国道、県道における倒木、または倒木のおそれがあった場合には、国道の場合には八戸国道出張所、または十和田国道維持出張所、県道の場合は、八戸合同庁舎内に三八地域県民局地域整備部の道路管理係に、直接、町のほうから、我々のほうから、不具合があった場合に連絡をして、メールにより写真を送付したり、状況の説明をして対応をしていただくように連絡しているところであります。ただし、緊急の場合、通行者の安全確保のために、国や県が対応するまでの間、町でバリケードやカラーコーンを設置することもしてございます。

2点目の道路沿いにある隣地の所有者が所在不明である場合の土地の把握とか対応ですが、道路敷地外にある支障木や危険木そのものについて、建設課における道路パトロールのほか、行政員さんや地域住民の方からの情報提供により把握しているところでございますが、まずは、そういった場合には土地台帳により所有者のほうを確認しております。それを一番先に行いまして、分かればもうその方に、先ほどの町長の答弁にありましたとおり連絡して、対応をお願いしているところですが、どうしても中には所有者の所在がつかめない、連絡がつかないという方もおられます。その場合、土地所有者の親族の方、あるいはその方が見当たらない場合は、地域の行政員さんなどと相談した上で、通行者の安全の確保のために必要最小限の枝の切り落としを、今回の民法改正法にのっとって対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。松本啓吾君。

○5番（松本啓吾君） ご答弁ありがとうございます。

まず、国道、県道、町道等を含め、やはり連携を取って対応しているというところもありますし、また台風や災害時に関しましては、まず、消防団の方たちも協力して、町のほうと協力して、支障のないような形で交通がすぐ取れるような管理はされていると認識しておりますので、今後とも維持して頑張っていっていただきたいなとは思っていました。

また、先ほどの把握できない部分に関しまして、土地台帳、もしくは地域の行政員の方々と相談した上で、通行に支障のない、維持管理をしているというところは、まず安心はしております。

先ほどもお話ししたとおり、土地の所有者が分からないとか、そういった場合には、やはり枝を切除するのにはどうしても費用がかかってしまうという部分があります。改正後の民法の条例には、その切除費用という部分は明記されてはおりませんでした。

しかし、法務省の資料によると、枝や根の越境について通常は不法行為が成立し、損害賠償請求が発生することなどを踏まえると、特に期日を設けなくても、切除費用は通常、竹木所有者の負担となると考えられるとしており、土地の所有者が枝を切り取るための費用を負担するよう求めることができると考えられています。南部町においても、高齢化が進み、森林管理が困難になっているというのが現状多く見受けられるかと思います。

多くの自治体では、建造物に被害を与えるおそれのあるもの、道路に倒れるおそれのあるもの等の危険木伐採のための補助を行っているというところも全国的にも増え始めております。南部町においては、建造物や道路へ悪影響を及ぼす支障木、危険木被害を未然に防ぐ対策等のお考えは、今後ございますでしょうか。ご答弁のほうよろしく願います。

○議長（工藤正孝君） 建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、先ほども申し上げましたとおり、道路パトロールや行政員さん、地域住民の皆さんからの情報提供により、危険木や支障木のほうを把握して、それに対応しているとお答え申し上げます。

ました。

近年、道路を整備してから大分年数がたちまして、道路沿いの木が大きくなりまして、何年か前に比べると、伐採に対応する頻度が増えてきております。そのような中で、危険木の実態調査、要するにどこにどのぐらいあるのかを、まず把握していくことがまず大事だと思いますので、場所や規模などを把握して計画的な伐採で対応していくのは、これから必要とまず考えております。

それからもう一つ、倒木や枝折れ等によりまして、車両とか歩行者に被害が発生した場合には、その所有者に賠償する責任があるんですよということを知っていただくということで、支障木、危険木を未然に防ぐことにつながるように、道路上に張り出している樹木の適正管理をお願いするという内容で、町のホームページや広報なんぶちょうに掲載して周知を図りたいと思います。

以上です。

○議長（工藤正孝君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

1 番、沼畑俊吉君の質問を許します。沼畑俊吉君。

（1 番 沼畑俊吉君 登壇）

○1 番（沼畑俊吉君） まずもって、私がここに立たせていただいていることに大変感謝したいと思います。そして、今日、議場にいる全ての皆さんが、日々お仕事に頑張って、その傍ら、町のためにと一生懸命励んでいらっしゃることに、敬意と感謝を忘れないように、最後まで質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

私を取り上げる今回のテーマは不登校問題です。大変暗い問題なんですけれども、まずこの質問に具体的に入る前に、目的と理由を述べさせていただきます。

まず、この質問で、少しでも地域の方や地域住民の方への周知を図ることにより、日頃学校を支えている地域の方から、この問題に対しても温かい支えをいただけることにつなげたいと思います。

そして、次に、保護者や現場の先生、行政、医療、地域の当事者意識が醸成されて、連携して解決に臨む取組がされることを目的としています。

最後に、少し先になりますが、将来も南部町の子供たちが、より健やかに育ち、現在町内に通う子供たちが、義務教育後も心身ともに健康で活躍し、町外へ進学、社会人として、人として自立する中で、幼少、青春の頃のことを思い返し、誇りを持ち、故郷に戻りたいと、故郷で暮らし

て育児したいと思ってもらえるような社会を実現したいということを目的としています。

次に、主な理由ですが、1つ目は、私自身の経験にあります。高校時代、33年ぐらい前になりますが、不登校気味でした。今思い返すと、真っ暗な心の闇の中にいたかと、長い長いトンネルのような中に一人でいたような、大変苦しいときだったと思い返されます。

私自身は、特にいじめや人間関係によるものではなくて、自分自身の心の弱さから、そういう状況になったんじゃないかなと思っておりました。なぜそのようになったか、今でも理解できないのですが、幸い私は家族や先生や親友のサポートのおかげで、進学、就職、結婚と続き、恵まれた現在があります。

当時の先生からは、学校に来ない私に家に来られて、学校に来てほしいと玄関まで来た先生がいました。私は玄関先にも出ることができませんでした。また、夜になると先生から電話がかかってきて、「沼畑君、何になりたいのか。どやしたい。まず、学校さ来てみたらどうだっきゃ」何回も電話があったんですけれども、私は何回も電話があった中の1つ2つしか取ることができなかった。温かさは感じていたんですけれども、体が動きませんでした。そういう中でも、私に今、幸せはたくさんあります。

一方で、私の高校時代の親友は同じく不登校で、浪人時代に心の病から命を絶たれました。彼の死のことを救えなかった当時の自分自身の弱さ、彼のご家族の気持ちは今考えても、とてもつらいです。ですが、今でも私の人生の随所で、彼が、彼の存在が強く生きる、行動する勇気を与えてくれていると思っております。いつか、彼に少しでも受け入れることができないかと思ってきました。これが1つ目の理由です。

次に、令和4年度、国の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に対する調査の概要を目にしたとき、私の高校時代の経験が強くよぎり、今でもそういう境遇にいらっしゃる人がいる、さらに過去最多となっていると、とてもショッキングなことでした。経験者として、何か役に立てないかと考えました。簡単に、国の調査結果を私のほうでまとめたので、述べさせていただきます。

令和4年度の国立、公立、私立の小中学校の不登校児童生徒数が約29万9,000件だそうです。このうち学校内外で相談を受けてない子の総数が約11万4,000人、こちらも過去最多だそうです。うち90日以上欠席している児童生徒数が約5万9,000人、こちらも過去最多となっています。

参考までに、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数が68万2,000件、過去最高です。うち重大事態の発生件数が923件、過去最多だそうです。というような結果が明らかとなっております。

加えて、小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数が411人、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数が約9万5,000件ということで、こちらも過去最多の結果が明らかになっております。

不登校に限って言うと、全生徒、学校のクラスを35人クラスと仮定した場合、全クラスに1人ずついるということになるそうです。また、先ほど申した29万9,000件のうち11万4,000人が支援を受けていないという実態も注目すべきだと思います。

10年連続の過去最多となっており、やはり令和1年から令和4年までの1,000人当たりの不登校児童数の伸び率が非常に上がっているという調査結果が出ております。国としても考えられる原因として、コロナの起因するものとか、本人由来の不規則な生活リズムだったり、学校の同調圧力や先生との関係、家族由来の生活・経済環境によるものなど、一人一人やっぱり多種多様です。対策として、国も緊急措置を講じようとする措置を取ったところですが。問題が重大で、時代や社会の変化を視野に入れた対策が取られようとしています。

しかしながら、実際に問題が起きている現場は、私たちの身近な学校で起きています。私たちも当事者として、この問題に取り組まなければならないと思います。教育現場での施策以外でも、医療ケア、そして町の資源を使った体験、社会との交流機会の創出など、南部町を生かした解決策があるかもしれません。

既に取り組んでいる対処や予防措置があると思いますが、町としても、これまで以上にしっかりと取り組まなければならないのではないかと考えております。そして、その先に南部町の豊かな明るい未来があると信じて、下記の3つをお伺いいたします。

1つ目は、町内の不登校児童生徒の調査結果の概要と、結果への見解を聞かせてください。

2つ目は、これまで、その問題に対して取り組んできた対応と課題がありましたら教えてください。

3つ目に、さらに今後の取組について、お考えがありましたら教えてください。

以上、理事者側からの答弁をお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（高橋力也君） それでは、沼畑俊吉議員にお答え申し上げます。

まず、町内小中学校における不登校児童生徒の調査結果の概要と結果への見解についてですが、文部科学省による不登校の定義は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的

要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくとも登校することができない状況とされており、令和4年度の児童生徒指導状況報告を集計したところ、当町において学校を30日以上欠席した児童生徒は、小学校では5名、中学校では18名、計23名でありました。

その要因につきましては、文部科学省が実施した令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に対し、先ほど沼畑議員からもありましたように、小中学校とも不登校児童生徒の半数以上が心理的・情緒的要因による無気力で何となく登校しない、もしくは、登校の意思はあるが漠然とした不安を覚え登校しない・できないことが理由であると回答しており、続いて多い順に、就寝・起床時間が定まらず、昼夜逆転となる生活リズムの乱れ、いじめを除く友人関係を巡る問題、学業不振を理由としております。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、臨時休業や学級閉鎖が多くなり、もともと不登校傾向の児童生徒が不登校になったケースも考えられます。

これらのことから、不登校となった主な要因が明確であれば、解決の糸口は見えてくるものの、無気力や漠然とした不安を覚え、登校できない児童生徒につきましては、誰にも相談できず、一人で悩みを抱え込んでいる可能性や、児童生徒の不安や悩みが従来とは異なる形であらわれているなど、多様化していることを考慮し、周囲の大人たちが組織的に対応していかなければならないと考えております。

次に、これまで取り組んできた対応と課題についてであります。各学校では、校長、教頭、生徒指導主任及び主事、学年主任、学級担任、養護教諭等で組織する校内不登校対策委員会を設置し、学級担任等による家庭訪問や電話による本人及び家庭の状況報告や、今後の方針等につきまして、定期的に会議を開催しているほか、県教育委員会から小中学校へ派遣されるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談や指導を展開しているところではありますが、これらの取組が必ずしも課題解決につながっていないという実情があります。

次に、今後の取組についてであります。これまでの取組に加え、個々の状況に応じて独自にカリキュラムを設定し、落ち着いた空間で学習や生活に取り組むことのできる学校内の環境づくりや、ICTを活用した授業配信、また児童生徒だけでなく保護者も利用可能なウェブ上での相談窓口の開設など、これまで以上の組織的な取組と多様な学び場の創出、支援の仕組みづくりが必要ではないかと考えております。

そして、校長会等を通じて、家庭での不登校児童生徒の様子、保護者の子供に対する考え方、進路等についての情報把握に、より一層努めるよう指導し、不登校児童生徒の安心できる居場所や時間帯はどこか、探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありませんか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 教育長さんから大変丁寧なご答弁をいただき、ありがとうございました。

1つだけ、ちょっと自分も頭に入らなかった部分の確認があるんですけども、南部町の小中学生で何人であったかというのをもう一回。その確認と、大体南部町の全クラスにすれば、1クラス当たり何人に当たるのかを教えていただきたいというのが再質問になります。よろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） 学務課長。

○学務課長（北上隆広君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、教育長からご答弁申し上げました令和4年度の児童生徒のうち、学校を30日以上欠席した児童生徒は、小学校では5名、中学校では18名、計23名でございました。小学生につきましては619名ほどございまして5名でしたので0.8%ほど。中学校に関しましては18人で5.5%でございますので、おおよそ20人に1人ということになりますと、すなわち1クラスに1人はいると、計算上でございます。クラスに2人いるところもあるでしょうし、いないクラスもございまして、20人に1人程度いるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質問はありませんか。沼畑俊吉君。

○1番（沼畑俊吉君） 最後の質問になりますが、先ほどの担当課からの説明にもありました。教育長さんからもありました。大変厳しい現場が身近にあるということが、私も改めて実感されました。

この問題は、子供たちの将来の生き方や子供たちの尊い命につながる、見過ごすことのできない問題であると思います。子供の問題は、社会の写し鏡ともいわれております。先週末にとあるPTA研修会に足を運びました。そこで、写し出されたスライドの中に、古い時代の海外の石炭炭鉱現場の炭鉱夫と鳥籠に入ったカナリアの白黒写真を見て、そのエピソードに愕然としたとい

うか、ショックを覚えました。

子供をカナリアにしてはいけないという意味でした。カナリアは毒ガスに敏感である検知装置として飼われていたそうです。人間が問題ない空間に微量のガスでもカナリアは苦しんだり、死に陥ったりするそうです。現代社会の微量の毒ガスを少しでも子供たちが検知しているのではと思えば、子供の成長は大変早いもので、時間も限られていると思います。いま一度、迅速な丁寧な対応を求めたいという気持ちで、私の質問を終わります。

○議長（工藤正孝君） これで沼畑俊吉君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

○議長（工藤正孝君） 休憩を解き、会議を開きます。

（午後1時00分）

○議長（工藤正孝君） 一般質問を続けます。

15番、馬場又彦君の質問を許します。馬場又彦君。

（15番 馬場又彦君 登壇）

○15番（馬場又彦君） 合併してから初めて質問します。さきに議員全員集まった際に、新しい議員になった人は、早く慣れてもらって、定例会で一般質問して意気込みを見せてもらいたい。やってもらいたいと言いましたので、私もすることになりました。

前に通告しておりました町営市場について質問したいと思います。

遡れば、昭和5年頃から市場の概要ができ、紆余曲折してきました。当地方は、町長がいつも言っていますように、ミカンとバナナとパイナップル以外は何でもできるというように、農業の町でございます。このように、当地区はもとより三八上北、また岩手県北と町営市場は一大拠点の出荷者の市場であります。

そのような中で、現在、農業を取り巻く環境は、農業者の減少や高齢化、耕作放棄地の増加など多くの課題があると思われます。町では、スマート農業機械の導入に対する補助金など、農家

を助ける施策を実施しております。

全国唯一の町営地方卸売市場を運営している当町として、農作物の販売の側面からも、農家を支援していくことが必要であると考え、次のことを伺います。

- 1、出荷者数の推移は、過去5年程度でお願いします。
 - 2、販売金額の推移と今後の見通しは。
 - 3、出荷支援の現状と課題は。
 - 4、市場を活性化させるための施策の現状と今後の取組は。
- 以上、お願いします。

○議長（工藤正孝君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、馬場又彦議員にお答え申し上げます。

まず、出荷者数の推移についてであります。過去5年間の出荷者数は、平成30年度は5万8,632人、令和元年度は5万4,468人、前年比では4,164人の減となっております。また、令和2年度は5万1,039人、前年度比では3,429人の減、令和3年度は4万9,691人で、1,348人の減となっております。また、令和4年度は4万7,441人、2,250人の減と徐々に減少しているところであります。

次に、販売金額の推移と今後の見通しについてであります。まず販売金額は、平成30年度は26億1,024万円、令和元年度は27億5,138万円、対前年度比は1億4,114万円の増となっております。令和2年度は27億1,752万円で、前年度比3,386万円の減となっております。令和3年度においては28億532万円、8,780万円の前年度比の増となっております。令和4年度は22億6,220万円、対前年度比では5億4,312万円の減でございました。

この令和4年度は、主に、りんごで約2億6,000万円ほど、ニンニクで2億700万円ほど、この4年度の理由については、全国的な豊作傾向で国内の供給が過多となり、価格が低下したことが上げられます。また着色不良で秀品の割合が少なく、高値基調で推移した3年度より大幅な減額となった理由でございます。

ニンニクについては、平年とほぼ同じに来ておりましたけれども、コロナ禍の令和2年、3年、4年、この期間が一気に、逆に増えた部分がテレワーク等であったわけですが、5類に引下げになったことによって、逆にテレワークが減って、加えて物価高騰による消費意欲の後退というこ

とが考えられる理由となっております。

今後の見通しにつきましては、当市場の主力であるりんごの状況に左右されがちではありますが、全国的に果実、野菜ともに、気候変動の影響を受けた収量の減少に伴う価格の高騰により、販売金額が増加していくものと考えてございます。

農家さんに、また市場から聞いたところ、農家によって増減はあるんでしょうけれども、2割ぐらいは、まず、りんごのほうも減であるだろうと。場所によってはもっと減収があると聞いております。その分、市場の取引においては、二戸地域がりんごの影響がかなり私どもより大きいというふうに聞いております。そういうことから、逆に2割、3割、りんごのお値段は高めで取引になる予測というふうに聞いてございます。

次に、集荷支援の現状と課題についてであります。現状としては、6月から8月の期間に、名川地区と南郷地区の6集落を対象として、業務委託により集荷しております。また、運転者の不在等により、出荷が困難な方に対しては、職員が集荷に伺うなど、可能な限り対応しております。

課題につきましては、集荷業務委託の期間延長や集荷地域の拡大が考えられますが、1年を通して運搬業者に委託した場合の費用対効果や物流の2024年問題も踏まえながら、対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、市場を活性化させるための施策と今後の取組についてであります。これまで生産者と買受人、それぞれの情報交換や意見収集を目的とした情報懇談会や、主力品種である南部地方のりんごをPRし、販売促進を目指す「なんぶりんご市」を開催しているほか、糖度センサー使用による厳選した「サンふじ」の販売を行うプロジェクト事業など、市場の活性化に向け各種施策を展開してきたところであります。

また、本定例会において補正予算を提案させていただきました低温売場を建設することによって、気温の高い状況下においても野菜の鮮度が保たれ、高値での取引につながるものと考えております。

今後は、これまで行ってきた施策をブラッシュアップしながら継続し、出荷面における支援や販売面におけるPR活動を通して、多くの方に町営市場を利用できる環境を整え、市場活性化に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも議員各位のまたさらなるご協力、ご支援等いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 再質問はありますか。馬場又彦君。

○15番（馬場又彦君） 再質問ではありませんけれども、大変ありがとうございました。これから私たち生産者も頑張っていきますので、町長はじめ、町営市場は町が開設して、そして卸業者、町が経営者でございます。全国唯一の町営の中央卸売市場ですので、どうかこれをずっと続けてもらいたいと思います。

今日は、ありがとうございました。

○議長（工藤正孝君） これで馬場又彦君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、12月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午後1時11分）

令和 5 年12月 5 日（火曜日）

第 1 2 1 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第121回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

令和5年12月5日（火）午前10時開議

- 第 1 報告第 15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 第 2 議案第 87号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 88号 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 89号 南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 90号 南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 91号 南部町監査委員条例及び南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 92号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 93号 南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 94号 南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 96号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 第 11 議案第 97号 令和5年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 12 議案第 98号 令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 13 議案第 99号 令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 14 議案第100号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 15 議案第101号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 16 議案第102号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 17 議案第103号 令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第 18 常任委員会報告
- 第 19 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	沼 畑 俊 吉 君	2番	夏 堀 剛 充 君
3番	小 橋 昭 裕 君	4番	工 藤 愛 君
5番	松 本 啓 吾 君	6番	久 保 利 樹 君
7番	坂 本 典 男 君	8番	滝 田 勉 君
9番	西 野 耕太郎 君	10番	山 田 賢 司 君
11番	八木田 憲 司 君	12番	中 舘 文 雄 君
13番	工 藤 正 孝 君	14番	根 市 勲 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	佐々木 俊 昭 君
総 務 課 長	西 舘 昌 男 君	企画財政課参事	金 野 貢 君
交流推進課長	下井田 耕 一 君	税 務 課 長	松 原 浩 紀 君
住民生活課長	夏 堀 勝 徳 君	福祉介護課長	戸 室 正 樹 君
健康こども課長	夏 坂 和 徳 君	農 林 課 長	石 橋 一 史 君
商工観光課長	川 村 一 城 君	建 設 課 参 事	松 橋 悟 君
会 計 管 理 者	藤 嶋 健 悦 君	医療センター参事	岩 間 雅 之 君
市 場 参 事	馬 場 均 君	教 育 長	高 橋 力 也 君
学 務 課 長	北 上 隆 広 君	社会教育課長	柳久保 正 弘 君
農業委員会事務局長	野 月 正 治 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 木 育 子	総 括 主 査	坂 本 裕 昭
主 事	小 泉 清 夏		

◎開議の宣告

○議長（工藤正孝君） これより第121回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第1、報告第15号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号））」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事（金野貢君） おはようございます。

それでは、議案書をご準備いただきまして4ページをお開き願います。

報告第15号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて」ご説明申し上げます。

下段、処分理由に記載のとおり、去る11月11日、12日に販売した特別プレミアム商品券が両日で完売し、13日以後の平日に販売する商品券がなくなってしまったことから、追加販売する経費を令和5年度一般会計予算に追加する必要性が生じたため、専決処分したものでございます。

5ページをご覧ください。

専決第10号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第5号）は、第1条、歳入歳出予算の総額に1,250万円を追加し、予算総額を116億8,478万8,000円とするもので、令和5年11月13日付けで専決処分を行いました。

14、15ページをお開き願います。

歳出の補正でございますが、7款1項1目商工業振興費の18節補助金に、特別プレミアム商品券5,000セット分の発行に係る補助金1,250万円を追加したほか、事務費につきましては、既定予算の調整により対応したものでございます。

ページを戻って、12、13ページをお開き願います。

歳入の補正でございますが、本補正予算に係る財源として10款1項1目地方交付税を1,250万円増額し、対応したものでございます。

以上のとおり専決処分したことについて、地方自治法の規定に基づきご報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。八木田憲司君。

○11番（八木田憲司君） 今回の追加のプレミアム商品券の販売についてお伺いしたいんですけども、発売日の予定日とか、あと、前回発売したときには欲しくても買えなかった人が結構多数おりました。また、重複して買わないような対策とか、そういうものをどういうふうな感じでやってるのかお伺いいたします。

○議長（工藤正孝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 今の追加補正、専決した部分ですが、12月7日の第1木曜日に、町民のほうに、行政員の配布による毎戸配布でチラシを配ります。

予定は、18日から平日の予定で販売いたします。

あと、重複するっていうことがありますけれども、チラシのほうには、前回購入した方は購入できませんということで、チラシのほうには明記しております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

報告第15号は原案のとおり承認されました。

◎議案第87号から議案第89号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） お諮りします。

日程第2、議案第87号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第3、議案第88号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第4、議案第89号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の議案3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第87号から議案第89号までの議案3件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（西館昌男君） それでは、議案説明資料の4ページをお開き願います。

議案第87号「南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に合わせ、青森県議会議員の期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて、南部町議会の議員の期末手当の支給割合を改めるもので、2. 内容の表中、第1条改正で、今年12月の期末手当を0.05月引き上げ1.65月分とし、第2条改正では、令和6年6月と12月の支給割合をそれぞれ1.625月分として、同じ支給割合にするものであります。

施行日は、第1条改正は、公布の日から施行し令和5年12月1日から適用、第2条改正は、令和6年4月1日であります。

次に、5ページをお開き願います。

議案第88号「南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。議案第87号と同様に、青森県特別職の期末手当の支給割合が見直されることとなったため、県に準じて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるもので、支給割合、施行日とも、議案第87号の町議会議員と同様の改正であります。

次に、6ページをお開き願います。

議案第89号「南部町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ですが、青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に準じて職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるため、所要の改正を行うものであります。

まず、期末手当及び勤勉手当に関しては、2. 内容、第1条改正①のとおり、今年12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月引き上げ、期末手当を1.25月分、勤勉手当を1.00月分とし、第2条改正①のとおり、令和6年6月と12月の期末手当及び勤勉手当の支給割合を期末手当は1.225月分、勤勉手当は0.975月分と同じ支給割合にするほか、給料月額に関しては、第1条改正②のとおり、令和5年4月1日に遡って、大卒程度の初任給を1万700円、高卒程度の初任給を1万2,000円引き上げるほか、課長級等高年齢層の職員では1,000円程度引き上げるなど、全職員が支給を受けている給料表の号級について所要の改定を行うものであります。

施行日は、第1条改正は、公布の日から施行し令和5年4月1日から適用、第2条改正は、令和6年4月1日であります。

以上で、議案第87号から議案第89号までの議案3件の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第87号から議案第89号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第87号から議案第89号までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第5、議案第90号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（西舘昌男君） 議案説明資料の7ページをお開き願います。

議案第90号「南部町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨であります。家畜伝染病の防疫作業のうち、心身に著しい負担を与えると認められるものに従事した場合に支給する感染症等防疫作業手当の支給限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

2. 内容であります。第11条に規定する家畜伝染病の防疫作業のうち、発生農場で防護服を装備の上、と殺処分等を実施した場合の支給限度額を350円から600円に引き上げるものであります。

施行日は公布の日です。

以上で議案第90号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第90号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。
議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第6、議案第91号「南部町監査委員条例及び南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長(西舘昌男君) 説明資料の8ページをお開き願います。
議案第91号「南部町監査委員条例及び南部町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明します。
趣旨であります。地方自治法の一部改正に伴い、職員の賠償責任について引用している条項にずれが生じるため、2. 内容のとおり、改正された条項を引用している2つの条例について所要の改正を行うものであり、内容の変更はございません。
施行日は令和6年4月1日であります。
以上で議案第91号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第91号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第7、議案第92号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（松原浩紀君） 説明資料の9ページをお願いいたします。

議案第92号「南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

趣旨でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴う地方税法等の一部改正により、出産被保険者に係る国民健康保険税の減額が令和6年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、減額となる対象者及び国民健康保険税は、令和5年11月以降に出産予定または出産した被保険者に係る所得割額と均等割額で、対象となる期間は、出産予定月の前月から翌々月までの4か月間で、多胎妊娠の場合は3か月前から翌々月までの6か月間でございます。

減額となる国保税につきましては、町が全額国民健康保険特別会計に繰入れ、繰入れた額の2分の1を国が、4分の1を県が負担することとなっております。

参考までに、令和5年11月から今年度3月までに出産が予定されている被保険者の方は3名で、減額分は8万7,000円となっております。

施行日は令和6年1月1日でございます。

議案第92号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第92号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第8、議案第93号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案説明資料の10ページをお開き願います。

議案第93号「南部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を規定している内閣府令が改正され、その内閣府令をもとに定めている本条例に条項のずれ等が生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、町内の認定こども園等への影響はございません。

施行日は公布の日。

議案第93号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第9、議案第94号「南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 説明資料の11ページをお願いいたします。

議案第94号「南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について」ご説明いたします。

趣旨ですが、当町の公共下水道事業並びに農業集落排水事業は、地方公営企業法の非適用企業として特別会計を設けて事業の経理を行っておりますが、総務省から全国の自治体が地方公営企業法適用とするよう通知されたことにより、令和6年度から、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、南部町下水道事業の設置等について新たに条例を制定し、必要な事項を規定するものです。

内容ですが、主なるものとして、（１）下水道事業の設置、（２）地方公営企業法の財務規定等の適用、（３）経営の基本、（４）重要な資産の取得及び処分（５）議会の同意を要する賠償責任の免除、（６）議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について規定しております。

（７）の附則部分につきましては、本日、正誤表をお配りさせていただいておりますとおり、南部町下水道特別会計条例において所要の一部改正を行うとともに、南部町下水道事業償還基金条例につきましては、当該基金が新たに設置される南部町下水道事業における公営企業会計の中で取り扱われることとなるため、条例を廃止するものでございます。

施行日は令和6年4月1日です。

以上で議案第94号の説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第94号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤正孝君) 異議なしと認めます。

議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤正孝君) 日程第10、議案第96号「令和5年度南部町一般会計補正予算(第6号)」を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課参事(金野貢君) それでは、議案書をご準備いただきまして、87ページをお開き願います。

議案第96号「令和5年度南部町一般会計補正予算(第6号)」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に2億6,175万1,000円を追加し、予算総額を119億4,653万9,000円とするものでございます。

92ページをお開き願います。

上段の第2表、債務負担行為補正は、令和6年度における包括業務に係る契約事務を今年度内に行う必要があることから、限度額を1億3,000万円と定めるもの、その下は、南部支所に郷土の著名人に関する展示室を設置するためのコーディネート業務に関する経費として、令和5年度から令和8年度までの期間で、限度額を180万円と定め、それぞれ債務負担行為に追加するものでございます。

下段の第3表、地方債補正は、町道小向・新郷線の災害復旧工事が災害に認定される見込みと

なったため、公共土木施設災害復旧事業債を新たに430万円追加するものでございます。

次に、歳出の主なものから説明いたしますので102、103ページをお開き願います。

下段の3款1項1目社会福祉総務費は、国の経済対策として、住民税非課税世帯へ7万円の給付金を支給するための経費として、10節から12節に給付に係る事務費を計上するほか、次のページをお開き願います。

上段の1行目、18節補助金に2,450世帯分の給付金1億7,150万円を計上するもので、財源として国庫補助金を1億3,043万1,000円充当するものでございます。

104、105ページの下段、3款2項1目児童福祉総務費の19節扶助費は、子どもの医療費に関し、受診者数が増えているとともに、1件当たりが高額な医療が発生していることから、説明欄記載の各医療給付費に不足が生じる見込みとなり、合計で906万6,000円を追加し、財源としてルール分の県補助金を充当するものでございます。

その下、3目学童保育費は、南部地区の学童保育施設について、現在開設している2か所の施設がいずれも老朽化していることから、来年4月からぼたんの里へ移設することとし、その準備等に係る費用として、合わせて43万6,000円を計上するものでございます。

106、107ページをお開き願います。

上段、4款1項保健衛生費の2行目、3目予防費は、来年3月までの新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費として1,709万5,000円を追加。財源として、全額国庫支出金を充当するものでございます。

下段、6款1項農業費の1行目、1目農業委員会費は、特定財源欄記載の県補助金の農地利用最適化交付金及び諸収入の農業者年金業務委託手数料の確定に伴い、財源の調整を行うものでございます。

108、109ページをお開き願います。

上段、6款1項農業費の1行目、3目農業振興費は、10節需用費にイノシシ、クマなどの大型獣の出没や農作物被害が報告されていることから、大型箱わな2台分の購入費を計上するほか、18節補助金は、農業経費高騰緊急対策支援給付金の事業完了に伴い不用額の減額などを行うもので、特定財源の県補助金は、県の補正予算による物価高騰緊急対策市町村交付金を農業経費高騰緊急対策支援給付金に充当する財源補正を行うものでございます。

3行目、10目農業集落排水事業費は、国道104号高橋地区の道路改良に伴い、農業集落排水マンホールポンプ制御盤等の移設工事を行う必要が生じたため、27節繰出金に1,936万9,000円を追加するものでございます。

110、111ページをお開き願います。

下段、10款1項2目事務局費の12節委託料には、親元から離れて暮らす学生への物価高騰対策支援として、ふるさとからの贈り物事業195万円。18節補助金には、受験へ向け夜遅くまで勉強に励んでいる生徒がいる世帯への灯油購入支援として765万円。大学生等を持つ親等への物価高騰対策の支援金として2,300万円を計上するものでございます。

114、115ページをお開き願います。

10款5項保健体育費の2行目、2目保健体育施設費は、ふるさとゆかりの偉人マンガ作成に関し、原稿枚数が当初見込みから増えたため、18節補助金に139万5,000円を追加するものでございます。

下段の11款2項1目公共土木施設災害復旧費は、第3表で説明しましたとおり、町道小向・新郷線の災害復旧工事が災害認定される見込みとなったため、12節委託料及び14節工事請負費に合わせて1,100万円を追加し、財源として国庫補助金及び地方債を充当するものでございます。

歳出につきましては、ただいま説明したもののほか、ご議決をいただきました給与条例等の改正に伴う人件費の補正、各種事業の決算見込み等による過不足の調整、特別会計の補正に伴う繰出金の補正などを行っております。

ページを戻って、96、97ページをお開き願います。

歳入のうち、特定財源につきましては歳出でそれぞれ説明いたしましたが、なお不足する財源につきましては、上段の10款1項1目地方交付税に4,716万3,000円を追加し、対応をするものでございます。

議案第96号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（工藤正孝君） 4番、工藤愛君。

○4番（工藤愛君） ページ数は104、105ページ。

3款民生費、2項児童福祉費、学童保育費の南部の学童の移設に関するについて、ご質問いたします。

説明のときにですね、移設に係る費用ということですが、今ある設備を活用するに当

たって、例えば、外で少し遊ぶときに道路に飛び出さないようにだとか、そういう安全対策面も必要なのかな、また、ホールで遊ぶにしても、今ある設備が壊れないようにするようなことも必要なのかなというふうに思いますけれども、今回補正で考えている内容についてお知らせください。

○議長（工藤正孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 今回の補正で予算計上している内訳といたしまして、縦長の自立看板と玄関の玄関看板の張替え、あとは下駄箱ですね。最後にフロアの清掃の費用、以上を今回は計上してございます。

先ほど質問がありました中身につきましては、新年度予算のほうに計上していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 工藤愛君。

○4番（工藤愛君） 新年度予算のほうにっていうことでしたけども、学童に関しては通常4月1日からの切替えになるのが通常なのかなと思いますけども、具体的なその変更の期日を今のところ想定していましたらお知らせください。

○議長（工藤正孝君） 健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 具体的な期日等はまだ決まってございませんが、外で遊ぶための安全対策といたしまして、ネットのワイヤーを張って、ネットを張って、道路のほうに直接出ないようにする対応とか、あと、中庭の改修等を今検討中でございますが、今後、新年度予算の編成に当たってこれから検討していくことになると思います。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。12番、中舘文雄君。

○12番（中館文雄君） ページ数はですね、109ページに関わるところで、農業振興費にイノシシの箱わなを準備するっていう補正が27万3,000円組まれておりますけど、私のところにもいろんな各地からですね、イノシシによる被害が多いということで、何とか行政でできる方法ってのはどういうふうに考えているでしょうという問い合わせがありました。

ですから、この中でですね、箱わな2台分は補正で組んでますけれども、この活用の仕方とか、今後のイノシシ、クマってのはあまり聞かないんですけど、イノシシに関わる被害ってのは相当町内でも出てるということで、その辺についての検討はされたかどうか。

この箱わなの活用の仕方とともに、イノシシ対策、そういう被害対策に対する検討をどのようにされているかお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今回の2台の箱わなは、イノシシ捕獲のための箱わなで、現在イノシシ用の箱わなは町のほうで1基所有していますが、イノシシの出没が非常に多くなっておりますので、1基だけでは足りないということで、猟友会とも話しをしまして、数を増やすものでございます。

イノシシの捕獲については、今年度、群れの日撃情報がかなり多くなっておりまして、捕獲については箱わなのほかに、くくりわなを町のほうで10個所有しておりますが、こちらのくくりわなで現在まで4頭を捕獲しております。

まだまだ出没頭数が非常に多くなっており、猟友会の高齢化という問題もございますので、有害鳥獣の対策については、新年度のほうで対策費を計上させていただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（工藤正孝君） 中館文雄君。

○12番（中館文雄君） わな、捕獲となると、有資格者といいますか、もちろん猟友会は全て資格持ってるかどうかは私わかりませんが、いろいろな形で検討していかないと、もうそれこそ農産物の被害っていうのは大きくなるということで、十分にですね、新年度で、課長から答弁ありましたように、新年度のほうで十分な検討するということで期待するんですけども、まず、いろんなほかの自治体との取組、また、全国的な取組等も研究しながらですね、1日も早くこの

辺の対策を検討するようお願いします。

以上です。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑ありませんか。川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 中館議員の質問に関して、質問いたします。

この箱わなは、具体的には誰がどのように設置して、どのように管理するのか。その辺のことを教えていただけますか。誰が主体となって使用するのでしょうか。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

箱わなですけれども、わなの資格を持っている猟友会のほうに委託してわなを設置しますが、わなは、町のほうで管理することになります。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 設置する人が本当は管理するのが良いんでしょうけどと私は思うのですが、現状を見てですね、現状見てて私もそんなに詳しいわけではないのですが、これだけ個体数が増えて、箱わなで、設置して数を減らしましょうと、数を減らしましょうという発想自体が間違ってるんだと思うんです私は。

数を減らす努力も必要なんだろうけど、それよりであれば、やはり、電気柵のような防護柵を設置してですね、そうやって作物を守るという、そういう予算措置が必要ではないのかなと、私は今の時点では思ってるんですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

被害防止対策協議会という組織を今年度中に立ち上げることとしておりますので、その中で対

策についてまた改めて協議しながら、今後国の交付金等を活用する中で、電気柵も検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（工藤正孝君） 川守田稔君。

○16番（川守田稔君） 国の補助金があるとおっしゃいました。具体的にはどういう補助の制度なんですか。

ぜひ推進してもらいたいと思うんです。少々遅いぐらいじゃないのかなって思うところがありまして、箱わなで取れる個体なんていうのは数限られてて、結局子どもは取れても親は残るっていうんで、親はなかなか取れないってことですよね。わなに掛かってくれない。それはイノシシに限らず、ネズミでもいろんな獣はそういう傾向があります。

ですから、やはり2本立てっていうよりかもですね、電気柵、防護柵のほうに視線を移してですね、郡内、この辺りの先進地になってもらいたいなと思っております。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） ただいまのご質問にお答え申し上げますが、国の交付金に鳥獣被害防止総合対策交付金というのがございまして、今後こちらの交付金を活用しまして、主に捕獲活動の支援や侵入防止策の支援、あとは、処理加工施設などの支援もございますので、この中で活用できるものについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。西野耕太郎君。

○9番（西野耕太郎君） 同じこの109ページになります。

中館議員、川守田議員がいろいろとやったんですけど、私もちょっと聞きたいのはですね、聞きたいってよりも、この有害鳥獣駆除については、種類はどうであるのかわからないんだけど、岩手県では、例えば、シカ1頭とりました、イノシシとりましたといえ、とったその尻尾をですね持っていくと、シカの場合ですと1頭当たり1万3,000円とかっていう補助金といい

ますか、交付金みたいなを出してるみたいなんですよ。青森県はまだないということなので、できればそういう補助制度みたいなものを設けるなりして、やはり有害鳥獣ですので、とっただけなくするという、要はなくしなきゃ駄目ですんで、そういう手立てを考えると、それから、くくりわなとか、いろいろな狩猟免許があるわけなんだけれども、この狩猟免許に対しても補助金、免許を取得する人に対して補助金を出していると、要は先ほど農林課長も言いましたけれども、免許持ってる人たちが高齢になっているので、若い人にですね、取ってもらいたいということで、その狩猟免許をですね、そういうのに対して補助金を出しているという、これは岩手県はどうかのかわかんないけれども、他の自治体でもありますし、こういうふうなことをしてですね、要はできるだけそういうふうなことを考えていかないと、人より有害鳥獣のほうが多くなるという恐れがありますんで、その辺を検討していただければなというふうに思います。

○議長（工藤正孝君） 農林課長。

○農林課長（石橋一史君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

捕獲報奨金につきましてですけれども、現在猟友会のほうには町から補助金のほかに報償費も支出しておりますので、金額の重複がないように、これから内容を精査しながら検討していきたいと考えております。

あと、狩猟免許の取得費の助成につきましては、新年度の予算へ計上していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 西野耕太郎君。

○9番（西野耕太郎君） まず、やっぱり他県で取り組んでいる、我々の町村よりも他県のほうが、特に岩手、宮城、東北6県の中でも温かいほうの県は、当然うちよりも多く被害が出てはるはずです。特に宮城県あたりはイノシシで大変苦慮してるみたいですし、サルも出てるという話も聞いてますんで、要はそれに対してどういうふうな処置をしているのか、やはり先進事例をですね、一生懸命勉強していかないと、これをやらないとですね、南部町も大変なことになるんじゃないかと思えますんで、農林課長には勉強してもらって、他の事例をよく勉強してください。

よろしくお願いします。

○議長（工藤正孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第11、議案第97号「令和5年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（川村一城君） 議案書の119ページをお開き願います。

議案第97号「令和5年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本件は、来年度、令和6年度分南部町包括業務、当会計では送迎用バスの運転業務に係る債務負担行為の追加でございます。

次ページ、120ページをお開き願います。

第1表、債務負担行為の限度額でございますが、70万円とするものでございます。

なお、限度額を70万円と設定した根拠でございますが、1回の運転業務を4時間で年間80回分として算定したものでございます。

以上で議案第97号についての説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第97号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第97号は原案のとおり可決されました。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第12、議案第98号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の121ページをお開き願います。

議案第98号「令和5年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ81万8,000円を追加し、予算の総額を21億6,974万2,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、124ページをお開き願います。

第2表でございますが、令和6年度包括業務にレセプト点検等業務、保健指導業務と健康センター清掃業務に係る業務を委託するもので、契約に係る手続きを年度開始前に行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

130、131ページをお開き願います。

上段、1款1項1目の一般管理費でございますが、人事異動等に伴い人件費を52万4,000円減額するものでございます。

中段の5款3項1目の施設管理費でございますが、県の人事委員会勧告に伴い人件費を22万3,000円増額するものでございます。

下段の8款1項3目の償還金でございますが、県の国民健康保険給付費等特別交付金、事業費分の精算による返還金111万9,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

ページ戻って、128、129ページをお開き願います。

下段の7款2項5目の雑入でございますが、普通交付金返還金の確定により286万円増額するものでございます。

上段の5款1項1目の一般会計繰入金でございますが、人事異動に伴う事務費繰入金を52万4,000円減額、国家財政安定化支援繰入金を236万2,000円減額するもので、その下の中段、5款2項1目の財政調整基金繰入金につきましては、歳出総額に応じて、繰入金を84万4,000円増額するものでございます。

議案第98号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第98号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第98号は原案のとおり可決されました。

○議長（工藤正孝君） ここで11時5分まで休憩します。

（午前10時52分）

○議長（工藤正孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時5分）

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第13、議案第99号「令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。福祉介護課長。

○福祉介護課長（戸室正樹君） 議案書の133ページをお開き願います。

議案第99号「令和5年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、保険事業勘定の予算総額に30万2,000円を追加し、予算の総額を29億1,480万7,000円とするものでございます。

144、145ページをお開き願います。

初めに、歳出についてご説明いたします。

上段の1款から、次のページになりますが、146、147ページの3款3項7目までは、全て県の人事委員会勧告や人事異動に伴いまして人件費を増額または減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、140、141ページにお戻り願います。

上段の3款から、次のページになりますが、142、143ページの7款3項までは、全て歳出でご説明いたしました人件費の財源として、国や県、町などの各負担割合に応じた補正を行っているものでございます。

議案第99号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第99号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第14、議案第100号「令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。健康こども課長。

○健康こども課長（夏坂和徳君） 議案書の149ページをお開き願います。

議案第100号「令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8万6,000円を追加し、予算の総額を2億7,093万4,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正でございしますが、152ページをお開き願います。

第2表でございしますが、包括業務に高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る業務を委託するもので、契約に係る手続きを年度開始前に行う必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

158、159ページをお開き願います。

上段、1款1項1目の一般管理費及び4款1項1目の保健事業費でございしますが、県の人事委員会勧告及び人事異動に伴い人件費を増額するものでございます。

歳入につきましては、歳出補正の人件費分に要する費用を一般会計から繰入れるものです。

議案第100号の説明は以上でございます。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第100号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第15、議案第101号「令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 議案書の161ページをお開き願います。

議案第101号「令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ20万4,000円を追加し、総額をそれぞれ5億4,488万4,000円とするものでございます。

初めに、歳出をご説明申し上げます。

170、171ページをお開き願います。

2款1項1目公共下水道建設費でございしますが、20万4,000円を追加し、4億1,080万9,000円とするものでございます。

内容といたしましては、県の人事委員会勧告及び人事異動に伴い人件費を増額するものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

168、169ページにお戻り願います。

4款1項1目一般会計繰入金でございしますが、先ほど歳出でご説明申し上げました歳出補正の財源として、一般会計繰入金20万4,000円を増額し、1億2,165万円とするものでございます。

以上で議案第101号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第101号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第16、議案第102号「令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課参事（松橋悟君） 議案書の173ページをお開き願います。

議案第102号「令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,936万9,000円を追加し、総額をそれぞれ2億8,288万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出をご説明申し上げます。

182、183ページをお開き願います。

上段の１款１項１目一般管理費でございますが、66万1,000円を減額し、623万9,000円とするものでございます。

内容といたしましては、県の人事委員会勧告及び人事異動に伴い人件費を減額するものでございます。

下段の１款１項２目施設管理費でございますが、2,003万円を追加し、1億3,741万9,000円とするものでございます。

内容といたしましては、下水道使用料口座振替手数料の増に伴う役務費3万円の増額と、現在工事中の国道104号高橋工区線形改良事業で支障となるマンホールポンプ制御盤等の移設に伴う工事請負費2,000万円の増額によるものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

180、181ページにお戻り願います。

３款１項１目一般会計繰入金でございますが、先ほど歳出でご説明申し上げました歳出補正の財源として、一般会計繰入金1,936万9,000円を増額し、2億3,360万円とするものでございます。

以上で議案第102号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第102号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤正孝君） 日程第17、議案第103号「令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場参事（馬場均君） 議案書の185ページをお開き願います。

議案第103号「令和5年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に1,167万8,000円を追加し、予算の総額を30億4,798万5,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為については、188ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為は、低温売場建設工事の工期が4か月を要し、完了が令和6年度になるため、限度額を4,000万円と定め、債務負担行為を設定するものでございます。

194、195ページをお開き願います。

歳出の主なものでございますが、人事異動と青森県人事委員会勧告に伴い給与関係諸費を調整、低温売場建設のため、14節工事請負費に4,000万円を計上し、24節積立金を減額するものでございます。

192、193ページにお戻り願います。

歳入でございますが、2款2項2目基金繰入金は、本補正予算の不足する財源として1,167万8,000円を増額するものでございます。

以上で議案第103号の説明を終わります。

○議長（工藤正孝君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第103号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（工藤正孝君） 日程第18「常任委員会報告」を議題とします。

本件は、配布しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（工藤正孝君） 日程第19「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

本件は、配付しております申出のとおり、会議規則第75条の規定により常任委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤正孝君） 異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（工藤正孝君） 以上で本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第121回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、11月30日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

提出いたしました全ての案件につきまして慎重審議いただき、ご議決を賜りましたことに対しまして、心から御礼申し上げます。

審議の中で議員各位からいただきました様々なご意見や貴重なご提言につきましては、今後の事業推進にしっかりと役立ててまいりたいと思っております。

さて、早いもので今年も残すところ一月足らずとなりました。この1年を振り返ってみますと、令和2年から感染拡大を繰り返してきた新型コロナウイルス感染症が、5月8日から5類感染症に位置付けられたことに伴い、長く続いた行動制限が解除され、通常の世界生活を送ることができるようになり、また、経済活動の正常化も進んでまいりました。

一方で、停滞していた世界各国の経済活動が再び動き出したことに伴い、燃料や資源の需要が一気に高まったほか、ロシアによるウクライナ侵攻や日米の金融政策の違いによる円安の影響もあり、物価高騰が新たな問題として浮上し、現在もなお、事業者の経営や住民生活を圧迫し続けている状況であります。

町といたしましては、長きに渡ってコロナ禍の影響を受けて低迷した地域経済の復興を後押しし、また、物価高騰に喘ぐ町内事業者の経営や住民生活を支援するため、コロナ対策支援に引き続き、基幹産業である農業を含む町内の全業種の事業者に対する支援金の交付をはじめ、特別プレミアム商品券の発行、町民生活支援商品券及び高齢者に対する商品券の交付、低所得世帯に対する給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金の対象枠を拡大しての支給、さらには、国民健康保険税の特別減税など、町独自の施策を含む物価高騰対策支援を実施しているところであり、今後も地域経済の動向を注視しながら、ニーズの把握に努め、必要な対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

新型コロナの5類移行後は心配された新たな感染拡大の波も発生することなく、恒例となっている季節ごとの祭りやイベント、4年ぶりとなる町民運動会など、コロナ禍前と同様に各種イベントを開催することができました。

また、7月29日には町民感謝祭、9月2日には防災フェスティバル、11月23日には果樹の里リレーマラソンなど、新たな試みにも挑戦したところであり、今後も工夫を凝らしたイベントに取り組み、元気な南部町のイメージを広く発信してまいりたいと考えているところであります。

近年、地球温暖化に伴い異常気象が慢性化しており、今年も全国各地で大規模な自然災害が発生し、甚大な被害に見舞われた市町村もありました。幸いにして当町は、台風による大雨や洪水、土砂崩れ、農作物被害などの大規模な災害は発生しておらず、これまで幾度となく氾濫を繰り返してきた馬淵川も、9月21日の大雨で氾濫注意水位を超えることはありましたが、大きな災害に繋がることなく経過しております。

これまで国や県への要望を通じて取り組んできた河道掘削や築堤などの治水対策が一定の効果を発揮しているものと考えており、引き続き治水対策の促進に取り組みながら、いつ発生するか予測できない自然災害に備え、決して油断することなく、町民の生命と財産を守るため、引き続き防災・減災体制の強化に努めてまいりたいと決意を新たにしているところであります。

また、昨年、県内で大規模な被害が発生した鳥インフルエンザにつきましても、すでに国内の養鶏場での発生が報告されていることから、状況を注視しながら、防疫体制の再確認を行うなど、有事に備えてまいります。

さて、少子高齢化、人口流出が急速に進み、地域社会や経済など様々な分野への深刻な影響が懸念される中、当町ではこれまで、移住・定住促進に向けた取組とともに、本定例会の開会のあいさつの中でも申し上げましたとおり、町独自の子育て支援事業に取り組み、「ゼロ歳から大学卒業までの切れ目のない手厚い支援」を実施してきたところであります。

先月15日に開催されました全国町村長大会で採択された特別決議の中でも、「少子化対策の推進と子ども・子育て政策の強化」は最重要課題であるという認識のもと、国と地方が緊密に連携し、子ども・子育て政策を抜本的に強化していくことが重要であるとされました。

また、先月19日には、三八圏域市町村長と知事との意見交換の機会があり、私からは「子育て支援施策」をテーマとし、県による支援施策の充実を実現するよう要望したところであります。

県では、令和6年度に何らかの子育て支援事業を実施する予定であるということであり、すでに町が独自に実施している支援事業が県費対応となった際には、その財源を活用し、町としての新たな支援事業を即時展開してまいりたいと考えているところであります。

県が実施する支援の内容が明らかになった時点で速やかに対応できるよう、具体的な支援内容の検討を進めることについて担当課へ指示しているところであり、国や県と連携しながら、「子育てにやさしい町・南部町」のさらなる充実に取り組んでまいります。

さて、町では、現在、今年度事業の執行状況を確認しながら、令和6年度当初予算の編成作業を行っているところであります。町の財源の約四割を占める普通交付税の減額が見込まれることに加え、燃料や物価の高騰、光熱水費の単価増による影響など、地方財政を取り巻く状況は厳しいものとなっております。限られた歳入の中で、財政規律を堅持することはもちろんであります。が、町民ニーズを的確に把握し、費用対効果を踏まえた事業の優先順位付けや取捨選択を厳格に行うことが必要であり、職員にはその旨指示しているところであります。

また、ウクライナ情勢や中東情勢などの影響による世界的な燃料や物価の高騰、急速に進行する少子化、気候変動や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築など、我々の意識の変化や社会変革を求める構造的な課題の克服に向け、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本強化などに取り組む必要があるほか、デジタルトランスフォーメーションの推進による業務の効率化と同時に、これまでの事務事業のプロセスを見直し、改革を進めることが重要であると考えており、限られた財源と人材を最大限に活用し、より質の高い行政サービスを提供できるよう、議員各位のご指導をいただきながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、先ほど議員の皆様からも有害鳥獣対策ご質問等がありました。私ども首長も、大変危機感を持っておりまして、すでに三戸郡の町村会、その後は、三戸郡町村会と岩手県北の町村会の皆様、そしてまた、八戸市長交えた三八地域の市町村、また、宮下知事のほうにも対策について連携をとりながら強化していかなければならないという情報交換も首長間同士でも行ってまいりました。

それぞれの被害状況を、それぞれ意見交換し、それぞれの市町村の対策、こういう情報も収集しながら意見交換をしたわけでありますけれども、今後につきましても、私どもも近隣町村、また、全国的に取り組んでいる、そういう市町村を参考にしながら対応策を考えてまいりたいと考えていますので、議員の皆さんからのご協力、ご指導もお願い申し上げたいと思います。

結びになりますが、日に日に寒さも厳しさを増し、本格的な冬の到来となつてまいりますので、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただきますようお願い申し上げ、また、来る令和6年が南部町と町民の皆様にとって、より良い年となりますようご祈念いたしまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長（工藤正孝君）　ここで閉会に当たり私からも一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、11月30日から本日までの6日間、条例の制定や令和5年度各会計補正予算などについてご熱心に審議を賜り、多岐にわたる議案の成立がなされましたことを、議長として厚くお礼申し上げます。

また、町長はじめ理事者各位のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

議員各位から表明された提言、意見等を踏まえながら、今後の施策に反映されますことを強く要望する次第であります。

新型コロナウイルスの影響が収束しつつありますが、物価の上昇などにより、生活は依然として厳しい状況が続いております。議会といたしましても、町民の皆様の平穏な日常生活と活力ある地域経済を取り戻せるよう、町当局と連携を図りながら全力で取り組んでまいります。

今年も残り少なくなりましたが、皆様におかれましては健康に十分注意され、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げ、甚だ簡単ではありますが、閉会のごあいさつにいたしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（工藤正孝君）　これをもちまして第121回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時33分）

地方自治法第126条の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工藤正孝

署名議員 小橋昭裕

署名議員 工藤愛